

第六十八回 参議院社会労働委員会会議録第十三号

昭和四十七年五月十一日(木曜日)

午前十時十四分開会

委員の異動

五月九日

辞任

鈴木美枝子君

補欠選任

五月十日

辞任

中山 太郎君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

中村 英男君

高橋文五郎君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

小平 芳平君

上田 稔君

上原 正吉君

川野辺 静君

高橋文五郎君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

事務局側
○常任委員会専門員 中原 武夫君
○労働省労働基準局長 労働省安全衛生部長 北川 俊夫君
渡邊 健二君

本日の会議に付した案件

○労働安全衛生法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

鈴木美枝子君、中山太郎君が委員を辞任され、その補欠として佐野芳雄君、高橋文五郎君が選任されました。

○委員長(中村英男君) 労働安全衛生法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。塙原労働大臣。

○國務大臣(塙原俊郎君) ただいま議題となりました労働安全衛生法案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

最近における労働災害の発生状況を見てみますと、いまだお交通災害を上回る年間百七十万もの人々が被災し、そのうち六千人にも及ぶ方が命を失つておられます。

特に近年、機械設備の大型化や高速化、あるいは建設工事の大規模化等に伴い、重大災害を生ずる危険が多くなってきており、また、この数年、職業病は急増の傾向を示し、新原材料、新生産方式等による疾病が目立つております。

このような労働災害の状況にかんがみ、労働者は、産業活動の急速な変化に対応できる適切な

防止対策を展開するため、労働安全衛生行政の今後のあり方について検討を重ねてまいりました。

すなわち、その一環として、昭和四十四年に学識者の方々にお願いして労働基準法研究会を設置し、労働基準法の法制上及び運用上の諸問題について調査研究を依頼しましたところ、労働安全衛生に関しまして昨年七月に報告書が提出されました。

労働省では、この報告書のほか、労働災害の実情及びその対策等について広く検討した結果、産業活動の変化に即応した労働安全衛生対策を推進されました。

同審議会では、慎重審議の結果、本年二月、若干の事項について配慮するよう意見を付した上、労働省の構想によることが適当である旨の答申がなされました。

労働省におきましては、この答申の趣旨を尊重して成案を固め、ここに労働安全衛生法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、労働基準法と相まって、労働災害を防止し、職場における労働者

の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することにあることを明らかにいたしました。

第二に、総括安全衛生管理者制度の導入、安全管理委員会の活用等、事業場における安全衛生管理体制を整備することいたしました。

第三に、労働災害防止基準を変化する職場の実態に即応できるよう明確に規定し、整備することいたしました。

以上この法律案の提案理由及びその概略につき

一般的公衆の災害の防止にも貢献するよう配慮することいたしております。

第四に、危険な機械等について製造段階から安全性を具備するよう規制するとともに、ベンジン等の製造の禁止、特定の有害物についての製造許可あるいは有害性の表示などを実施することといたしました。

第五に、入職時のみならず、配置転換時等における安全衛生教育を行なうとともに、職長等指導的な立場にある者についての教育を徹底することといたしました。

第六に、健康診断の徹底をはかるとともに、職業ガン等に関係のある業務に従事した者について健康管理制度を交付し、離職後もその健康管理を長期にわたり行なうこととしたしました。

第七に、労働災害を未然に防止するため、危険または有害な事業につき事前届け出制を整備することを確実にするため、専門家の意見を聴取することといたしました。

第八に、事業者の作成する安全衛生改善計画に基づき、自主的な労働災害防止活動を推進することとし、その裏づけとして、労働福祉事業団による労働安全衛生融資制度を創設することといたしました。

第九に、建設業、造船業等、重層下請関係にある職場について、元方事業主を中心とする総合安全管理体制の確立をはかるとともに、ジョイント・ベンチャーやリース業者等の労働災害防止責任を明確にすることといたしました。

以上のほか、労働災害防止計画、一定の危険な業務についての就業制限、監督機関の権限、国の援助等につきまして必要な規定を設けることといたしております。

以上この法律案の提案理由及びその概略につき

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和四十七年五月十一日【参議院】

まして御説明申し上げました。なお、この法律案は、衆議院において一部修正されましたので、申し添えます。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村英男君) この際、本案に対する衆議院における修正部分について、衆議院社会労働委員長代理理事橋本龍太郎君から説明を聽取いたします。衆議院議員橋本龍太郎君。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) 私は、衆議院の社会労働委員会を代表して、労働安全衛生法案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

その要旨は、

一 労働災害の定義について、その範囲を明確にすること

二 事業者の快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて安全衛生を確保することの責務を明らかにすること

三 労働者は、労働災害の防止に関する措置に協力するようつとめなければならないこととする

四 労働者側から安全・衛生委員会委員の推薦がない場合の措置について整備を行なうこと

五 労働災害の発生が急迫している場合の事業者の労働者を退避させる義務について規定すること

六 法令違反に関する労働者の申告の趣旨を明らかにすること

以上で説明の聴取は終りました。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(中村英男君) 以上で説明の聴取は終りました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑の方は、順次御発言願います。

○須原昭二君 ただいま議題となりました労働安全衛生法案に関連をして、労働大臣並びに各局長と若干の質疑をかわしたいと思います。

まず、いま御提案の中にもお話をございましたように、一年間の労働者の労災による死傷者が百七十万人と、こうおっしゃいました。これは、私の記憶をいたしますところによりますと、「朝日新聞」でしたか、昨年四十六年の三月九日のたしか社説だったと思いますが、もう一年前に百七十万というものは言われておるわけです。特に、当時の「朝日新聞」の社説によりますと、この十年間に、G.N.P.は四・五倍になつたが、労働災害も二倍になつた。一日に十七人の死者、約千名の重傷者が出ている、そう言って、一年間の死傷者数が百万人といわれる交通災害を上回るわが国の労働災害の実態はまさに看過できない問題である。公害、交通災害とともに、尊い人命がちりや消耗品のように取り扱われておる、とすでに喝破をしているわけです。すでに一年數カ月経過しておるわけです。百七十万人とまだ同じようなことを言つておられます、はたして政府は今日の労働災害の実情をどう掌握されておるのか、まずその点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) 労働災害によります被災労働者は、ここ数年、年によつて多少の変動はござりますけれども、たゞいま先生おっしゃいましたように、おむね百七十万前後の被災労働者を出しておるわけございまして、そのうち、死亡される方、これも大体ここ数年約六千人強が続いているわけでございます。われわれといたしましては、まことに遺憾なことだと存じまして、労働災害の減少につきましてはあらゆる努力をいたしておりますが、昨四十六年につきましては、まだ最終的な詳細な結果は出しておりませんけれども、関係者の災害防止の努力がだんだんと実つてしまつまして、発生率は前年に比しまして約一〇%程度減少をいたしておりますし、死者もここ数年の六千人台というのを割りましてお話をいたさうにお考えになつておられますか、その原因を精査されておると思いませんけれども、

○國務大臣(堀原俊郎君) ただいま数字の問題でお話をいたさうと思います。

その数のいかんはともかくといたしまして、このように増大しておるところの犠牲者、その悲惨な状態、しかもその減少しない理由、増大の原因についておるわけでございます。われわれといたしましては、まことに遺憾なことだと存じまして、労働災害の減少につきましてはあらゆる努力をいたしておりますが、昨四十六年につきましては、まだ最終的な詳細な結果は出しておりませんけれども、

○國務大臣(堀原俊郎君) ただいま数字の問題でお話をいたさうと思います。

やや食い違いがあつたよう聞いておりますが、このところやや減少しているのは、やはり不況によるものも若干あるのではないか。仕事量が減つておるという点も考えなければならぬけれども、関係者の災害防止の努力がだんだんと実つてしまつまして、発生率は前年に比しまして約一〇%程度減少をいたしておりますし、死者もここ数年の六千人台というのを割りましてお話をいたさうにお考えになつておられますか、その原因を精査されておると思いませんけれども、

○國務大臣(堀原俊郎君) ただいま数字の問題でお話をいたさうと思います。

やや食い違いがあつたよう聞いておりますが、このところやや減少しているのは、やはり不

多発いたしておりますし、また、新しい原材料等の使用に伴いまして職業病についても増加の傾向

の徹底というものをいたしておりますので、なお追いつかないというような面から不慮の災害が起

るということも考えられると私は思うのであります。特に中高年齢者、あるいは先ほど申しました訓練が行き届いていないための未熟練労働者とい

うようなものも増加いたしておりますので、これがそういう災害につながつていくのではない

か。この防止策について努力をすることはいま第一の急務でありますし、今度の法案はそういう意味も含めまして提案いたしました次第であります。

○須原昭二君 一〇%ぐらいその死傷者数が減つておると、こういうお話をあります、私はそう

は感じないんで、ここに統計上の多少の問題があるのではないかと思うわけです。実は、いただいえておるところでございます。

尊重を中心としたとしておりまするが、そういう面から考えましても、労働時間の問題、賃金の問題等についてもそれこそ文字どおり前向きの形を示しながら、前向きの姿勢でその対策を講じながら、ひいては直接の関係はないにしても労働災害の防止にそれがつながれば幸いなことであらうが、また、その面に向かって努力する考えであります。

○須原昭二君 原因の問題については、労働大臣から御指摘があつたように、見解の違いもあるだろうと思います。したがつて、この点は後ほど質疑をかわしたいと思いますが、ただ、労災事故と労働基準法違反との関係でまずお尋ねをいたしましたが、労災の事故の発生と企業の労働基準法違反とはきわめて深い相関関係にあると思つております。その点についての見解を承りたいわけですが、労働者はもちろんであります、企業が労基法の安全義務を忠実に守つておれば、現在の労働基準法の労働安全事項といふもの、あるいはまた、労基法の中にうたわれておる労災条件、そういうものの発生は多少なりとも、多少といつても大きいほうであります、多く阻止できるのではないか、こう実は思うわけです。したがつて、労災事故の発生と労基法違反との相関関係をどう労働者は御理解をいただいておるのか、その点についてまずお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) 先生御指摘のよう、各事業場にまだまだ基準法違反の状態が少なからずあるということは私どもまことに遺憾に存じておるわけでございまして、特にそういう基準法違反のあつたために労働災害が発生し、労働者の生命や身体がそこなわれるということは、まことに施いたしております結果について見ましても、労働災害の発生の原因として基準法違反というようなことが原因となつていると見られるものは約二〇%程度あるわけでございまして、そういう点に

つきましては基準法違反が行なわれず災害防止の諸基準が厳正に守られるならば、それだけ災害は当然減つてまいる、かように考えております。ただ、労働災害と申しますのは、いろいろな原因があるわけでございまして、たとえて申しますと、労働者のほうにいろいろ不注意がありますて、高いところから墜落をするとか、そういうような使用者の側の基準法違反と直接の因果関係のないものもあるわけでございまして、そういう点につきましては、基準法を厳正に使用者に守らせるということのほかに、労働者に対する安全教育、衛生教育、こういうものの徹底とか、その他、好ましい作業環境あるいは作業基準を設定しそういうものを進めるとか、そういうような対策も必要であって、基準の厳正な実施と、それらの教育、あるいは行政指導、措置、そういうようなものが相ましまして災害防止というものが効果をあげてまいるものだ、かようになっておることろでございます。

○須原昭二君　じゃ、若干そのデータを御報告くださいたいと思うのですが、労基法違反率ですね、全体として何%になつていますか。

○政府委員(渡邊健二君)　これは四十六年におきまして約二十七万事業場につきまして監督を実施いたしておりますが、それにつきまして安全衛生基準関係の違反があつた事業場はその約五〇%に相なつておるわけでござります。しかしながら、この二十七万事業場と申しますのは、全基準法適用事業場が約二百七十分事業場ございますので、その約一〇%に相なるわけでございますが、こういう監督は、全適用事業場のうちで、災害が多い、違反が多いと思われる工業的業種を中心に行なうの多そな事業場を重点的に監督を実施いたしておりますわけございまして、たとえて申しますと非工業的な業種だけについて違反率を見ますと、それは約二〇%と全体の平均よりも非常に低いといふような結果も出でるわけでございます。したがいまして、五〇%の違反率というのは、そういう災害の多そな、違反の多そな事

業場を重点的に実施しているためにそういう高率が出ておりますので、全事業場について申しますとそれはどの率にはならないのではないかと、かように考えております。

○須原昭二君 いま、四十六年に二十七万の事業場に対して調査をした、そこで違反率が五〇%ぐらいだと、こういう御指摘がありました。私の調べたところによりますと、三十五年が五七・二%、四十年が五四・四%、四十五年が七〇・四%になつております。この七〇・四%から五〇%と、二〇%低くなっているわけですね。この低くなつた理由はどこにありますか。

○政府委員(渡邊健一君) ただいま五〇%と申しましたのは、安全衛生関係の違反率だけを申し上げました。

○須原昭二君 私は全体を言つているんです。

○政府委員(渡邊健一君) 全体につきましては、まだ四十六年につきましては結果が出ておりませんので、ちょっとその数字を持ち合わせておりませんが、四十五年につきましては、先生おっしゃいましたように、全体の違反率は七〇・四%と、こういう数字になつております。

○須原昭二君 それでは、四十六年の二十七万事業所に対する五〇%というのとは安全事項だけであると、したがつて、全体の労働基準法違反はいまのところない。四十五年の七〇・四%をいまのところめどとしてわれわれ考えてもいいですね。

そこで、さらにお尋ねいたしますが、そういたしますと、労働省労働基準局の「監督業務実施状況」の報告書によりますと、全体の違反を一〇〇とする場合、危害防止安全基準違反四九・一%、危害防止衛生基準違反五・三%、健康診断違反一・四%、こういうふうに実は出でているわけです。約半数以上が直接労災発生原因となるいわゆる労基法違反である。先ほど御指摘をいたしましたように、安全衛生事項以外の問題を加えますと、さらにふくれ上がつてくるわけです。そこで、先ほど、労災事故発生と労基法違反の相互関係は深い因果関係があるのでないか、この点を

私が御指摘をいたしましたら、二〇〇%と言われました。この二〇〇%の根拠ですね。その点について大臣の私の諮詢機関の労働基準法研究会ですか、その四十六年七月十三日の報告の中にも、労基法違反が原因となって発生する労災は全体の二割であるいはそれ以下で云々ということで、大部分の災害は法定の最低基準とかかわりなく発生をしておる、こう実は指摘をしておるわけですが、この二一〇%という根拠は、はたして、じゃ、だれがどこでどのような規模で行なわれた調査なのか、その根拠を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) この二〇〇%という数字は、昭和四十五年におきまして労働災害のために死亡されました事件につきましてその災害原因を調査いたしました結果、それらの原因のうち法規違反が原因となつて災害が起き死亡されたというものは約二〇〇%であったということをございます。

○須原昭二君 それはだれが調査をしたんですか。

○政府委員(北川俊夫君) 死亡災害につきましては、すべて法違反がありましたら司法事件として立件いたしております。したがいまして、死亡事案につきまして基準監督官及び基準監督署・局が調査をいたしまして、いま局長が申し上げました数字をさらにふえんして申し上げますと、四十五年に死亡災害が五千五百六十九件、その中で司法事件として立件されたものが千二十八件、比率にしまして一八・四六%、こういうことでござります。四十五年につきまして引例をいたしましたけれども、この傾向はこの十数年間ほとんど同じでございます。

○須原昭二君 労災というのは、私は死亡だけじゃないと思うんです。当然重傷なりけがをした人も労災の中に入るわけで、ただ死亡だけの事件を見れば二〇〇%になつてくるかもわかりません。私は知りませんけれども、この二〇〇%というものの根拠といふものは、ここに研究会が発表したよ

うに、労基法が原因となって発生する労災は死亡事故が全体の二〇%として指摘すれば誤解はないんですよ。こういう不明確な根拠に基づくということはおかしいと思うんですね。ですから、けがをした人たち、そうした者たちも労災なんですか。なら、それを一緒に考えれば、何%になりますか。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘のように、一日でも休まれる方、あるいは不休の災害のものも労災でございまして、それにつきましての基準法との関連につきましては、いままでもいろいろ部分的な調査をいたしておりますが、全国的にこれにつきまして法違反との関係の調査は実はございません。ただ、部分的に調査をいたしました傾向は、いま私が申し上げております死亡災害と法違反との関係とほぼ一致をいたしております。

○須原昭二君 そのように数字が上がってくるんですね。ですから、この労働基準法研究会の報告書に非常に誤解を生むんです。こういう表現は私は適当ではない、こう思うわけです。そこで、先ほども御指摘をいたしましたように、労働基準局の「監督業務実施状況」の報告によると、安全衛生あるいは健康診断違反、そうしたもののが約半数以上あるわけですね。これにさまざまな最低基準等の問題、そうしたもの加えると、法律違反の「監督業務実施状況」の報告によると、安全衛生あるいは健康診断違反、そうしたもののが約半数以上あるわけですね。したがって、身体が疲労を伴えば注意が散漫になることは言うまでもないし、労働災害の条件となり得るのですけれども、したがって、私が先ほど労働大臣に御質問申し上げました労災の原因とは何か。そこで明らかになってくるのは、合理化によるところの労働の強化だとか、あるいは低賃金によるところの長時間労働の強制だとか、そうしたさまざまな要件があると思うわけですね。したがって、それが直接にあるいは間接にからみ合いながら労災の発生原因であると私たちも思っているわけです。したがって、そうした総合的といいますか科学的な原

因の探求が報告書の中からわれわれ見受けられるのです。そういう科学的な総合的な見地に立つて報告書ができる上がっていない、そういう点を私たちは指摘をしておかなければならぬのではないかと思うわけです。

特にこの際関連をしてお尋ねをいたしておきたのですが、労働時間あるいはまた休日、こうしたものの違反実態ですね。たとえば、労働時間、休日、あるいはまた、女子、年少者、この労働時間、休日を規定した労働基準法違反といふものの違反実態はどうなんですか。

○政府委員(渡邊健二君) 四十五年につきまして基準法違反の率を申しますと、労働時間関係につきましては、男子につきまして労働時間の違反があつたものが一・四・三、女子について七・一、年少者について一・八のそれぞれのパーセントになつております。また、休日につきましても、男子につきましては八・四%、女子について一・五%、年少者について〇・五%等々の違反率が出ておるわけでございます。

○須原昭二君 私のほうでおたくのほうからいただいた資料によりますと、労働時間の違反率は三四・五%になつておる。これは間違いないですか。

○政府委員(渡邊健二君) ただいま申し上げました数字は、四十五年の「監督業務実施状況」に基づく違反率でございます。

○須原昭二君 その数字のやりとりは時間がかかりますから、先へ進んでまいります。

私の調べたおたくのほうからいただいた資料によりますと、全体に占める労働時間の違反率というのは三四・五%です。そこで、三四・五%という数字の根柢は、先ほども御指摘があつたように、二十七万の事業体を調べた。実は、二百七十万事業体があると、約一〇%だと。一〇%調べただけでも三四・五%が出ておるわけであつて、表面に出ない違反というのはもつとかなり高いと私たちには指摘をせざるを得ないわけです。その点はどうですか。

○政府委員(渡邊健二君) 二十七万事業所を監督いたしておりますのは、私ども、できるだけ重点的に監督ということで、違反の多そうな業種等を重合に、それ以上に著しくそれと違ったさらに違反率があるというふうには必ずしも考えませんけれども、確かに中小企業の中にはなおかなりの違反があるであろうということは考え方されるところでございます。

○須原昭一君 局長さん、重点的という表現は、私はあとから指摘をしますが、これはちょっととばが過ぎると思います。いまの陣容からいってでききないのでよ。取り分けてここだけやらないきやならないというのじゃなくて、手が足りなくて重点的にならざるを得ないのでされども、この点の表現は私は適當でないと思うわけです。

そこで、先ほどの二〇%という違反、これは先ほど死亡事故だけであるという御指摘がありましたがからここで明らかになりました。しかし、死亡事故は二〇%にしても、労災の原因といいうのはもつと深いところにあるわけですね。広い範囲にあるわけです。そういうものを加算をいたしますと、二〇%というのはこまかしてこう出してきたのではないか、こういうような私は表現を使わざるを得ないわけです。過小評価である、こういうふうに指摘をせざるを得ないのでですが、その点はどうお感じになりますか。

○政府委員(渡邊健二君) その点は、先ほども申し上げましたとおり、死亡事故が発生いたしましたもののうち二〇%が法違反が原因であったということを申し上げたわけでございます。死亡事故以外は全数についての調査というものはないわけですが、まずとおり、部分的ないろいろな状況を見てみますと、死亡事故以外の災害についても、災害が発生したもののうち法違反が原因となっているものはおおむね死亡事故の場合と同じような傾向にあるというふうにわれわれ把握をいたしておりま

○須原昭二君 それで、先ほどの二〇〇%は、二〇〇%に固執するわけじゃないのですけれども、やはり死亡事故だけで調査の結果すべて出てきた数字であって、しかも、それは死亡事故だけありますから直接的なもの、その他安全衛生事項以外の労働条件などによって出てきた災害、たとえば、けががあるとか、傷病だとか、そうした法違反を含めますと、私はかなり数字が上回ってくると思うのです。したがって、間接的なものは除かれていると、こう言っても間違いないのではないか、その点を確認をしたいのですが、それはどうですか。

○政府委員(渡邊健一君) その二〇〇%という中に
は、先生おっしゃいましたように、間接的なもの
というものは入っておりません。

○須原昭二君 そこで、研究会の報告は、労基法違反が原因となって発生する労災は全体の二割またはそれ以下であるという表現は適当ではない。
したがって、発生する労災の死亡は二〇〇%で、こ
れこそきちんと整理してもらわなければ正しい報
告ではないと思うのです。

そこで、私は、労働基準法研究会なるものにつ
いてまずお尋ねをしたいのです。これは労働大臣の私的諮問機関ということに実は聞いておりま
す。きょうの提案説明の中にもありましたよう
に、昨年七月にこの研究会の報告書が出た。しか
かも、それは、労働基準法研究会第三小委員会報告
という形で出てきておる。そして、昨年の八月に
労働省はこれを骨子として要綱をつくり上げて労
働安全衛生法の制定の意向を発表されておりま
す。十一月に労働省は中央労働基準審議会に諮問
をし、そして答申を受け、ことしの一月に要綱を
発表されているわけです。こういう経過は間違い
ありませんね。

○政府委員(渡邊健一君) 経過は、そのとおりで
ござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

言論機関の方々、あるいは弁護士の方、あるいは研究機関の所長などをやつておられる方々等々、

労働問題につきまして一般に非常に高度な知識を
持つておられる公正な方と見られる方々を御委嘱
申し上げているところでございます。

○須原昭二君 まあいま小平先生から名前が言えないとおっしゃるので、実はここに委員の名簿を待つて、います。この名簿を用意しますと、どう

う見ても公平ではない、こう指摘をせざるを得ない。たとえば、特定の名前をあげて恐縮であります
が、北川徹三さんという横浜国立大学の教授、
これは非常に有名な方です。有名だというのは、
水俣病の原因究明に当たっておられた方です。こ
れは、御案内のとおり、新潟の木俣病の原因につ
いて有機水銀説とそれから農薬説などが対立したと

い、不機嫌な顔で、おれに反抗的である。しかし、この人は企業の側を代表して公判でも企業側の証言者となっているんですね。こういう人た

ちが入ってそういう公平な論議は私はできないと思うわけです。こうした研究会の運営費、財源、

あるいは謝金。こうしたもののはどういうところからどれだけ出ているのですか、北川さんの問題についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(渡邊健一君) 基準法研究会のメンバーの方々につきましては、いろいろ御意見はある

もうと思ひますが、私ども、それぞれの方いすれも公正なりつばな方だと考へておるわけでござい

○須原昭二君　だれが任命するんですか。
○政府委員(渡邊健一君)　これは労働大臣が御委

嘱申し上げております。

れはもちろん予算から運営費が出ておるわけ
でござります。

銀説と企業側の農薬説などが対立したときに、終始企業側の説を主張して企業側の証言者となつてゐるのですね。これはもうすでに環境庁においても原生省においても有機水銀説であると、こういつて認めているわけです。この人はあくまでも企業

側を代表しているわけです。こういう人たちが公正適切な人だとは私は思いません。

それからもう一つ、これは予算の中から支出をされておると言われますけれども、昭和三十六年四月十二日行政管理庁の第十九号の通達によつて、こうした懇談会的な行政上の運営の会合については適当でない、こういう通達が出ているわけです。いまのそういう私的な研究機関とか懇談会とかいうもので行政的な行政職分の処理をしていくということは私はおかしいと思う。ここに、おわかりないとわかりませんから、ちゃんと持つてきました。通達を。行政管理庁はいかぬと言つているじゃないですか。こういうものをなお残しておくのははどういうことなんですか、労働大臣にお答えを願いたい。

○國務大臣(塙原俊郎君) 労働基準法研究会に限らず、先ほどの行政管理庁の通達もありましたし、また、私がかつて總理府長官をやりましたときにも、審議会とか委員会といふものがあまりにも多いので、その整理というものに手をつけたことがございます。はなはだ穩當を欠くことばかもしませんが、あるいは穏れみの的な委員会もなきにしもあるらうということを考えまして、各省に対しても、その整理あるいは統合廢止というようなことを打ち出したこともござります。その後、順調に進んでいいかどうか。しかし、今度労働省に参りまして、いま御指摘になつておる労働基準法研究会が私が当時考えた時勢にマッチしないものであるかどうかということは、これはそれなりの役割りを十分果たしておると私は考えております。たまたま横浜國立大の先生の話が出来ましたが、彼も学者としての考え方を述べているのであって、私は全般的にはいい方が選んである——これは私が選んだわけではありません、私がこれを受け継いでやっているわけであります、ただ、立場立場によってはこういう意見を吐いてけしからぬということもあるかもしれません、やはりこいう方々の御意見も十分行政の上に反映さしていくということは必要であろう。また、国会にお

いては、国政調査権がありますので、法案の審議だけじゃなくて、しょっちゅう皆さん方から特に野党の方々からはいろいろな貴重な御意見を承り、また、おしかりを受けることもあります。それからまた、こういういろいろな審議会、委員会等においても貴重な御意見の出ることもあります。しかし、だからそれだけに基づいて役所が立法措置をやっているとは私は考えません。労働省がお聞きして法律をつくる、また、その他の行政的な措置をとるということは、私はあつてしかるべきであろう、このように考えております。

○須原昭二君 行政管理庁の通達との関連で、労働大臣、これをどう処置されますか。この通達の文章からいけば、この研究会といふのはだめだということです。行政管理庁の言つていることは言つていることで労働省は勝手にやるんだと、ういうお考えですか。

○國務大臣(塚原俊郎君) 私、その通達全文を知りませんので、いま一回文章からいへば、この研究会といふのはだめだと、ちょっとお読み願いたいのですが。

○須原昭二君 たくさんありますから、どうぞ。「資料を手渡す」

○國務大臣(塚原俊郎君) 全文を読む時間はございませんでしたけれども、肝心などこころは読んだつもりですが、いま問題になつておる労働基準法研究会がこの行政管理庁の通達に違反していると私は考えません。審議会にかわってこういう懇談会的なもの、しかも、これは恒久的なものじやなくして、ある時期がくればなくなるものである。したがつて、いま問題になつておる研究会はこれに該当しない。したがつて、置いてはならぬ、直ちにやめなければならぬものであるとは私は考えません。

○須原昭二君 これは「適当でない」という表現であつて、違法ということではないと思うのですが、この点は非常に議論を呼ぶところなんですが、この点は非常に議論を呼ぶところなんではありません。

す。しかしながら、この精神を踏まえた場合に、一つの集団として会長を置き、予算執行をして、私的にそういう懇談会なり研究会を持つということは、行政管理庁はいかぬと言っているんです。このような精神はやはり労働省は受けなければならぬと思うのです。今日、こういう問題があるから、ほかの省においては、委員という名前をつけて、会の名称をつけずにただ委員ということで招集をしているような脱法的な行為も見受けられるわけです。まだそれよりも悪いと思うのです。労働省は。だから、あなたが任命した人ではないんだから強くは言えませんけれども、これは再検討すべきだと私は思います。その点はどうですか。

ただきたいと思いますが、いま直ちにこれを廢止するというような考えは私は持つておりません。

○須原昭二君　ここでこの問題であまりやつておきますと時間が来てしまいますから、非常に遺憾ですけれども、この点はあらためて指摘をする機会を得たいと思います。いずれにしても、このメンバーを見ますと、ほんとうに働く労働者の実態からいってなまな問題について指摘をする、これには基準法を変えるとか変えないとかという論議でないというならば、私は、逆に、経営者も入れ労働者も入れて総合的な判断をすべきだと思います。両方おりますと混乱をしてしまうと、混乱をしてもいいじゃないですか、研究会なら。これが審議機関だったら別ですよ。いま局長が言われることもわかる。が、研究会だったら、結論が出なくてもいいじゃないですか。そこを私は何か逆から言えば一つの根拠にしておるような感じがしてならないわけです。したがって、行政管理庁からのお通達もありますから、これは時間の関係がござりますから再検討をしていただき、メンバーについても私たちは非常に疑義を持ちます。それは前労働大臣が任命したんだから、今の労働大臣の塚原さんがこれは悪いということは言えぬと思いまますから、この点は、労働大臣、今後ひとつ考え方をいただきたい。したがって、時間の関係上、前に進みたいと思います。

そこで、中断してしまいましたが、労働災害防止の面からも、労働時間の短縮とかという問題が特に諸外国からも指摘をされ、いま日本の世論にもなつてているわけです。いち早く週休二日制が必要であると労働大臣は天下に公表されました。この点については私たちも高く評価をしたいんでですが、しかし、これは意向の発表にとどまって、それを具体化する方策についてはまだ遅々としているんじゃないかな。したがって、この問題について、はつきりした見解を聞きたいし、その実現をするためには、ただ週休二日制を実施すればいいんだと、こういうことではなくて、やはり具体的

にいかなる行政指導を行なつていいか。たとえば、端的なことを言って恐縮であります、官公

るじゃないかと、こういう御指摘もありますが、サービス機関は二交代制にするとか、現業部門については週休二日制をまず官公署が模範を示さなければできないと思うのですが、この点は、労働大臣、どうお考えになつておりますか。

に不況を伝えられたときでも、大企業においてはかなりの前進を示していることは、私は喜ばしいことであろうと思います。一方において、中小企業は、これと比べますと、何と申しますか、非常に少ない——いま数字がまいましたが、四十六年の秋の調査でありますと、企業数にして、千人以上のところは、昭和四十五年が二六・一%であったものが、三七・八%まで上がつてきております。労働者の数にすれば、千人以上のところは、昭和四十五年が三四・六%が、四四・六%に上がつてゐる。一方、中小企業を見ますと、三十九人から九十九人までのところは、企業数にして二・四%が三・三%にしかなつていません。しかし、これも前進をしております。労働者の数とすれば、二・四%が四・二%となつております。こういうような数字が、昨年の秋にちょうど日本が不況を伝えられてその渦中に飛び込んだときの数字でありますと、今日はまだこれよりは前向きの数字が出ておるというふうに私は信じております。こういふ数字が、中小企業において非常に困難性がある。週休二日制がいろいろ問題になり、私なども雑誌や新聞に考え方を述べ、テレビ等でも述べますと、必ず反響が入つてくる。中小企業の方は、月のうち四日日曜日があれば、それを完全に休めるだけの体制というものをわれわれは望みたいのだと。完全に日曜日をとることもできないのがいまの現状であって、中小企業から見れば週休二日制なんというのは夢物語にすぎないから、労働大臣はよく考へてもらいたいというふうな、話はちょっと横道にそれましたが、そういう要請もある。しかし、それはそれとして、体質の改善、協業化、共同化をはかつて中小企業そのものの体質を考えることも必要でありましょうが、大企業と同じように、週休二日制というものは、先進諸国がやつてゐるからという意味からじやなくて、今日の日本の現状から、また労働者の立場から考えても、私はこれはすみやかに実施しなければならぬ、このように考へております。

は聞いておりますが、この方々のお話ですと、大体一九七〇年代一ぱいということですから、あとまあ七、八年はかかる。私は、どうしてもこれは一九七〇年代の半ばには、多少なりとも、完全週休二日制とはいかないまでも、そういったものが実現することを望んでおる一人であります。また、そういう考えに立つて行政指導もいたしております一人であります。しかし、須原委員御指摘のように、しからばどういうきめ手があるかと。労働省の立場から、労働大臣の立場から、これは法律でもってお前たちはこうせいと言ふ筋合いのものではございません。また、それはできません。この前の春闘のときに申し上げましたように、のりを越えるようなことはできないということは御理解いただけると思うであります。そこで、親方日の丸だから官庁が指導しなければいかぬと。金融指導型も一つの方法であろうが、官庁指導型をとれということをいぶん言われます。もちろん、これは、公務員を持つておるのは、人事局を持つておる総理府、それから自治省、愛媛県庁でテストケースとしてだけじゃなくてこれはいま各方面の評議になつておりますが、こういうものは自治省、それから人事院と、こういうものとの関係もありますから、労働省が仲立ちとなりましてこの方面との連絡打ち合わせをいたしております。それから私自身が山中長官、渡海自治大臣ともこの問題で話をいたしておりますが、今日の段階では、官庁指導型ということについては、私の考えとは違つた方向に、やはり今日の現状から週休二日制は官庁指導型とるべきではないと、こういうのがいまの段階における私の感触であります。しかし、半ドンをつくったのもやはり役所が先に立つたからやられたのであって、週休二日制も政府がやらなくちゃできないのではないかという強い要請もありますが、今日の段階で官庁指導型がとれるであろうかというと、私はこれは無理であろうと、このように思つております。したがつて、金融指導型、まあ金融という特別のもの

のを限りませんけれども、そういう形になれば、労使が話し合ってそしてコンセンサスを現て実施されていくという、そのための資料の提供、また世論の醸成、労働省としてのりを越えない範囲においてやり得ることは行政指導はどんどんやつていくつもりですが、いま直ちに政府が法律でこれをつくってしまうえば済むじゃないかということは、須原さん御承知のとおりできませんので、その点は私の苦悩もあり、苦慮しているところもあるのです。官庁指導型を直ちにとるということは、いまのところ、よい答弁ができないことを私は遺憾に思っております。

○須原昭二君 私は、やはり労働大臣は週休二日制の必要性を高らかに公表されたわけですから、したがって、これは官公庁の指導性のもとでやるべきだと、実はそう思います。しかし、この見解については、まだ検討しなければならないということはよくわかりますから、なるべく早くこういう問題の処理は具体的に行なつていただきたい。

そこで、監督行政の中に入つていきますが、現在基準監督官は大体二千八百人程度と聞いておりますが間違いありませんね。それから管理職を除いてほんとうに手足となつて動いておる監督官といふのは、その中の半分ぐらいである。私はこういう認識を持つております。したがつて、先ほど、労働基準法の適用事業所数は二百七十万と言われましたが、二百六十八万とも言われておりますが、いずれにしても二百七十万ぐらいある、その二百七十万の事業体を二千八百人程度の監督官、しかも全力をあげ得る監督官というのはその半分、それでは、先ほども言われるよう、法律違反というものを立件をしたり、あるいは防災を監督できないと思うのです。この点についての監督実施率は、データによりますと一〇・八%、一年間に全事業所の一〇%の監督率、これを称して下部ではキヨロカンだと、きょろつとちよつと見るというので俗称をキヨロカンといわれておりますが、先ほど局長は重点的に監督をしているのだ

点、それはまことにそのとおりでござりますが、監督官の数が少ないために、一〇%程度の監督をする場合におきまして、単に機械的に一〇%ということではなしに、やはり問題の多いような、たとえば業種で言いますと建設業等は、出かせぎ労働者その他の問題がございまして災害率が高くて、そういう問題が多い。そういう業種につきましては、一〇%ではなく三〇%程度の監督をするというような意味で、限られた能力の範囲内で重点的に実施をしておるんだと、こういう趣旨で申し上げたわけであります。

○須原昭二君 そこで、まさにキヨロカンというようなのは、いいことばだと思うんです。重点的といふ表現は言われないほうがいいですよ。この点は強くひとつ反省を求めておきます。

そこで、労働基準監督というのは、監督官と事務官とそして技官の三者一体で行なわれておりますね。そこで、労働省は、四十七年度から五ヵ年計画で約千名ぐらい、一年間二百名の監督官の増員

○政府委員(波邊健一君) 監督官の総数は、現在二千九百三人でございまして、そのうち、本省を除きますと、都道府県基準局におりますものが二千八百六十六人、かように相なつております。なお、もちろん、地方の基準局、監督署にも署長とか基準局長とかいう管理職がおるわけでありますが、その数は約七百五十人でございますので、実際に動ける監督官は二千人強、こういうような状況に相なつておるわけでございます。確かに、二百七十万という事業場からいたしますと、監督官の数はわれわれ現状で十分であるとは考えておりませんので、極力その増員に努力をいたしておるわけでございます。毎年若干ずつの増員は得ていだしておりますけれども、もちろん十分ではございませんので、それに対処いたしましたために、機動力の增强、あるいは重点的に監督等を実施したとしておるわけでございます。重点的に監督と申し上げました点について、一〇%というものは監督官の数が少ないからではないかとおっしゃいました

を打ち出されております。しかし、今度の四十七年度の予算を見ますると、実は七十名の増員にとどまっているわけですね。半分以下ですよ。今度の安全専門官あるいは衛生専門官三十五名、これは全国で三十五名といった微々たるものですね。それを加えても、百名、半分です。特に行政管理庁のほうの定員五%の削減計画で事務官がどんどん削減されます。そうすると、それだけ監督官が自分の監督だけではなくて事務的な処理までやらなきゃならない。そういうところに一つ問題点があるんですよ。こういう現状で本格的な監督行政ができるないと思うが、特に今日の基準行政の象徴的な欠陥というものは、十年に一回のキヨロカントン——キヨロカントンという名がふさわしいそういう監督状況に私はあると思う。今度の新しい労働組織、コンサルタントにすりかえているのではないのか。特に、基準監督行政というものが、勧告行政や指導行政に転嫁をされていくきらいがあるのでないか、みずからの欠陥をおおい隠すために

等々のことを行なつて、できるだけ監督に力を注げるよう業務の運営をはかつてまいりたいとかのように考えておるわけでござりますが、今回の労働安全衛生立法でコンサルタントを設けましたのは、決してそういう監督官の仕事を肩がわりさせようということではないのであります。安全衛生コンサルタントと申しますのは監督権等はもちろんございません。これは、中小企業その他で災害の多発しているところに改善計画などをつくるべし。そういう場合に相談に乗つてそして技術的な助言をするような面につきましては民間のそういう議論を活用してもいいのではないか、という趣旨でございます。したがいまして、今回の立法によつて監督を薄めよう、あるいは指導等にあつて監督の力を注ぐことをやめると、こういうような考へは毛頭ございませんで、災害防止基準等の根拠も明確にしたばかりでなく、そういう違反に対し安全衛生法の罰則等は基準法とのときよりもずっとずっときびしいものに相なつておるわけでございまして、われわれといつしま

○政府委員(渡邊健一君) 監督官が監督を実施すべき対象事業場の増大に応じましてなかなかふさわしくない。したがつて、その結果、監督官が必ずしも十分な人數を確保し得ないでいるという点については、私どもまことに遺憾に存じております。何とかそういう状況を改善いたしたいとの考へて努力をいたしておるところでございますが、先生御指摘のよう、四十七年度におきましては、監督官のほか、安全衛生専門官あるいはさらには事務官等を含めまして、百二十名程度の増員、まあこれは前年度に比べますと約倍の増員獲得ではありますのであります。われわれの希望するところから見ればなおほど遠い数にとどまつたことは、私どもまことに遺憾に存じておるところでございます。それに対応いたしまして、監督官の資質の向上や機動力の増強、それから事務の簡素化が。

者にとっては、安全衛生対策は、妥協とか条件のつく交渉ではあり得ない。こういうふうに厳密に私はとらえなきゃいけないと思う。こういう点から言いますと、今度の法規上に明らかになつておる大原則が私は必要だと思う。この大原則が実は新法の中になど見ても出てこないわけです。この原則は労働災害をなくする大きな手段である。

今までの行政面ではこれが忘れてきら

いがある。こういう原則にのつって労災を絶滅する積極的な意思があるのかないのか、この点についてお伺いをいたしたい。

○政府委員(渡邊健二君) 安全衛生は、これはも

ちろん先生のおっしゃるとおり労働条件でござい

ます。今回の労働安全衛生法におきましても、そ

れによつて改正されました労働基準法におきまし

は、第五章の安全衛生の章を残しまして、改正後

の四十二条といたしまして、「労働者の安全及び衛生に関する事項」でござい

ます。この点に定めます安全衛生の基準といつうのは、これは労働条件でござります。そういう意味で、基準法

上の労働条件でござりますから、基準法一条の基

本原則も基準法二条の対等決定の原則をかぶるわ

けでございまして、その点は先生のおっしゃると

おりであるわけでござります。その点、また、た

だいま申しましよう規定によりまして、この新

法におきましても明確にいたしておりますし、新

法の一条におきましては、さらに、この安全衛生

法といつうのは、基準法と相まってそういう労働者

が十分に使用者と対等の立場で意見を言い合

う、こういう趣旨で設けられているところでござ

います。

○須原昭二君 各条項によりますと、そういう精

神が出てこないのでですよ。特に、たとえば、製造

業で新しい製造設備の導入、合理化による新しい

作業の工程、あるいはまた、新規に新原料を使用して新製品をつくる場合など、安全衛生に関する

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和四十七年五月十一日 【参議院】

労働条件の変更について事前に労使対等で決定するような方途といつうのは見受けられないのです。この点について行政指導をどうされますか。

たとえば、先ほど橋本さんから修正案が出ており

ます。この点ですね。「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならぬ。」と、これは事業者が認定をすることであつて、事業者が認定する場合と労働者がこういうふうに急迫した危険があるという認識と大きな誤差を生ずるわけです。この認定において労使対立をするんですよ。そういう明白な労使対等決定の大原則といつうのは、この項目からは出でこないわけです。たとえばですよ。そういう点について行政指導されますか。

○政府委員(渡邊健二君) ただいま申し上げま

したように、この法律の附則で、改正後の基準法の四十二条といたしまして「労働者の安全及び衛生に関する事項」で、安全衛生法上のいろいろによつて労働安全衛生法の定めるところによつて労働条件でござりますから、基準法一条の基

本原則も基準法二条の対等決定の原則をかぶるわ

けでございまして、その点は先生のおっしゃると

おりであるわけでござります。その点、また、た

だいま申しましよう規定によりまして、この新

法におきましても明確にいたしておりますし、新

法の一条におきましては、さらに、この安全衛生

法といつうのは、基準法と相まってそういう労働者

が十分に使用者と対等の立場で意見を言い合

う、こういう趣旨で設けられているところでござ

います。

○須原昭二君 ちょっと具体的にお話を聞きます

が、現実にいま起きた労災を私たちが検討してみ

ますと、被害労働者がその危険な仕事を拒否して

おつたら死亡事故は起きなかつたと考えられる

よつて、損害が非常に多いわけです。ただ、現実の職

場でありますと、危険である、あるいは有害であ

るとわかつておつても、個々の労働者では使用者

や監督者の就労命令を拒否できない場合が多いわ

けです。こういう場合をどうするのか。労働災害

を未然に防止するためにも、危険有害業務の就労

拒否権を労働者に与える、それによる不利益処分

を受けないように制度的に保障することが私は必

要だと思うのです。そういう点については私は片

手落ちだと思うんです。今日の労働基準法の四十

九条、六十三条には就業制限、あるいは五十一条

には就業禁止などの法規上の規定があるわけです

ね。そうしたものを見たところでは、私たちには労

使は労働者を保護する立場から、これを優先的に

考えなければいけないと思うんです。そういう点

についてのお考えはどうなんですか。

なお、行政指導につきましては労働条件といつし

ました、使用者に、危険がある場合には労働者を

退避させる義務を課したわけでございまして、も

し、危険があるにかかわらず使用者が退避させな

かつた、客観的に危険な状態があつたにもかかわ

らず退避させなかつたということになれば、今度

は使用者は罰則をもつてその責任を問われること

に相なるわけでございまして、使用者はそういう

場合に労働者の安全のために退避させる義務責任

は明確であると、かように考へるのでございま

す。

なお、それにつきまして、しかし労働者に意見

があるような場合に、先ほど申しました安全衛生

委員会等で意見を申し述べることもできますし、

あるいはもう非常に危険が急迫しておつてそ

ういとまがないような場合には、自分の生命自体

を守るために退避できる、これは法の条文をまつ

までもなく当然の条理であると、私どもはさよう

に考へております。

○須原昭二君 ちよと具体的にお話を聞きます

が、現実にいま起きた労災を私たちが検討してみ

ますと、被害労働者がその危険な仕事を拒否して

おつたら死亡事故は起きなかつたと考えられる

よつて、損害が非常に多いわけです。ただ、現実の職

場でありますと、危険である、あるいは有害であ

るとわかつておつても、個々の労働者では使用者

や監督者の就労命令を拒否できない場合が多いわ

けです。こういう場合をどうするのか。労働災害

を未然に防止するためにも、危険有害業務の就労

拒否権を労働者に与える、それによる不利益処分

を受けないように制度的に保障することが私は必

要だと思うのです。そういう点については私は片

手落ちだと思うんです。今日の労働基準法の四十

九条、六十三条には就業制限、あるいは五十一条

には就業禁止などの法規上の規定があるわけです

ね。そうしたものを見たところでは、私たちには労

使は労働者を保護する立場から、これを優先的に

考えなければいけないと思うんです。そういう点

についてのお考えはどうなんですか。

なお、行政指導につきましては労働条件といつし

ました、使用者に、危険がある場合には労働者を

退避させる義務を課したわけでございまして、も

し、危険があるにかかわらず使用者が退避させな

かつた、客観的に危険な状態があつたにもかかわ

らず退避させなかつたということになれば、今度

は使用者は罰則をもつてその責任を問われること

に相なるわけでございまして、使用者はそういう

場合に労働者の安全のために退避させる義務責任

は明確であると、かように考へるのでございま

す。

なお、それにつきまして、しかし労働者に意見

があるような場合に、先ほど申しました安全衛生

委員会等で意見を申し述べることもできますし、

あるいはもう非常に危険が急迫しておつてそ

ういとまがないような場合には、自分の生命自体

を守るために退避できる、これは法の条文をまつ

までもなく当然の条理であると、私どもはさよう

に考へております。

○須原昭二君 ただ、前段で言わたお話を聞きました

が、現実にいま起きた労災を私たちが検討してみ

ますと、被害労働者がその危険な仕事を拒否して

おつたら死亡事故は起きなかつたと考えられる

よつて、損害が非常に多いわけです。ただ、現実の職

場でありますと、危険である、あるいは有害であ

るとわかつておつても、個々の労働者では使用者

や監督者の就労命令を拒否できない場合が多いわ

けです。こういう場合をどうするのか。労働災害

を未然に防止するためにも、危険有害業務の就労

拒否権を労働者に与える、それによる不利益処分

を受けないように制度的に保障することが私は必

要だと思うのです。そういう点については私は片

手落ちだと思うんです。今日の労働基準法の四十

九条、六十三条には就業制限、あるいは五十一条

には就業禁止などの法規上の規定があるわけです

ね。そうしたものを見たところでは、私たちには労

使は労働者を保護する立場から、これを優先的に

考えなければいけないと思うんです。そういう点

についてのお考えはどうなんですか。

なお、行政指導につきましては労働条件といつし

ました、使用者に、危険がある場合には労働者を

退避させる義務を課したわけでございまして、も

し、危険があるにかかわらず使用者が退避させな

かつた、客観的に危険な状態があつたにもかかわ

らず退避させなかつたということになれば、今度

は使用者は罰則をもつてその責任を問われること

に相なるわけでございまして、使用者はそういう

場合に労働者の安全のために退避させる義務責任

は明確であると、かように考へるのでございま

す。

なお、それにつきまして、しかし労働者に意見

があるような場合に、先ほど申しました安全衛生

委員会等で意見を申し述べることもできますし、

あるいはもう非常に危険が急迫しておつてそ

ういとまがないような場合には、自分の生命自体

を守るために退避できる、これは法の条文をまつ

までもなく当然の条理であると、私どもはさよう

に考へております。

○須原昭二君 ちよと具体的にお話を聞きました

が、現実にいま起きた労災を私たちが検討してみ

ますと、被害労働者がその危険な仕事を拒否して

おつたら死亡事故は起きなかつたと考えられる

よつて、損害が非常に多いわけです。ただ、現実の職

場でありますと、危険である、あるいは有害であ

るとわかつておつても、個々の労働者では使用者

や監督者の就労命令を拒否できない場合が多いわ

けです。こういう場合をどうするのか。労働災害

を未然に防止するためにも、危険有害業務の就労

拒否権を労働者に与える、それによる不利益処分

を受けないように制度的に保障することが私は必

要だと思うのです。そういう点については私は片

手落ちだと思うんです。今日の労働基準法の四十

九条、六十三条には就業制限、あるいは五十一条

には就業禁止などの法規上の規定があるわけです

ね。そうしたものを見たところでは、私たちには労

使は労働者を保護する立場から、これを優先的に

考えなければいけないと思うんです。そういう点

についてのお考えはどうなんですか。

なお、行政指導につきましては労働条件といつし

ました、使用者に、危険がある場合には労働者を

退避させる義務を課したわけでございまして、も

し、危険があるにかかわらず使用者が退避させな

かつた、客観的に危険な状態があつたにもかかわ

らず退避させなかつたということになれば、今度

は使用者は罰則をもつてその責任を問われること

に相なるわけでございまして、使用者はそういう

場合に労働者の安全のために退避させる義務責任

は明確であると、かように考へるのでございま

す。

なお、それにつきまして、しかし労働者に意見

があるような場合に、先ほど申しました安全衛生

委員会等で意見を申し述べることもできますし、

あるいはもう非常に危険が急迫しておつてそ

ういとまがないような場合には、自分の生命自体

を守るために退避できる、これは法の条文をまつ

までもなく当然の条理であると、私どもはさよう

に考へております。

○須原昭二君 ちよと具体的にお話を聞きました

が、現実にいま起きた労災を私たちが検討してみ

ますと、被害労働者がその危険な仕事を拒否して

おつたら死亡事故は起きなかつたと考えられる

よつて、損害が非常に多いわけです。ただ、現実の職

場でありますと、危険である、あるいは有害であ

るとわかつておつても、個々の労働者では使用者

や監督者の就労命令を拒否できない場合が多いわ

けです。こういう場合をどうするのか。労働災害

を未然に防止するためにも、危険有害業務の就労

拒否権を労働者に与える、それによる不利益処分

を受けないように制度的に保障することが私は必

要だと思うのです。そういう点については私は片

手落ちだと思うんです。今日の労働基準法の四十

九条、六十三条には就業制限、あるいは五十一条

には就業禁止などの法規上の規定があるわけです

ね。そうのと見ましたところでは、私たちには労

使は労働者を保護する立場から、これを優先的に

考えなければいけないと思うんです。そういう点

についてのお考えはどうなんですか。

なお、行政指導につきましては労働条件といつし

ました、使用者に、危険がある場合には労働者を

退避させる義務を課したわけでございまして、も

し、危険があるにかかわらず使用者が退避させな

かつた、客観的に危険な状態があつたにもかかわ

らず退避させなかつたということになれば、今度

は使用者は罰則をも

する点が必要ではないかと思うのですが、そういう点はどうのようにお考えになつておりますか。特にキヨロカンというような酷評をされるような、一〇〇%の監督実施率の中では、この決定的な監督官の人手不足を補うためにも、労働者の点検権限、労働組合の参加というものが当然必要だと、私はこう思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(渡邊健二君) 安全衛生の確保のためにその事業場に働きしております労働者の意向をできるだけ反映させることができあるという点は、私は先生のおっしゃるとおりであると、かように考えておるわけございまして、この立法法におきましても、安全衛生委員会あるいは安全委員会、衛生委員会を設けることにいたしておりまして、それらの委員会におきましては、たとえば安全衛生委員会の調査審議事項として法律で掲げられておるわけございまして、その安全衛生委員会には委員の半数は労働者の推薦する者が委員として出るわけござりますので、おっしゃいましたような点につきまして十分その委員会におきまして意見を述べる、あるいはそれについて改善を求める、そうして安全衛生対策に労働者が参加し、その意向も反映されるようになっておるところをごさいます。

われわれは導き出さなければならないと思うんです。さらに、労働者代表を安全衛生についての労働基準行政に参加させることは、国際的にも認められていることなんですね。たしか ILO 三十一号勧告というのは、これはもうすでに四十年前に採択された勧告なんですね。産業災害の予防に関する勧告なんですが、ここに明確にうたわれているわけです。四十年前にもう勧告されているような、こういう大きな問題を踏まえて立法なり法制なりしていくことがやはり正しいのではないか。そういう点はどうお考えになりますか。

○政府委員(渡邊健一君) まあ労働者の参加についていろいろな形があるわけでございまして、その事業場の安全衛生上の問題について最も詳しいのはその企業内の労働者だと、かようにも考へまして、安全衛生委員会等に企業内の労働者の代表者を参加させると、こういう規定を今回の立法において設けたわけでございますが、その他の労働者が安全衛生の問題について参与する例についてもわわれわれは從来からいろいろ考えておるわけでもございまして、たとえて申しますと、一般的な安全衛生指導啓蒙等につきましては労働省の訓令で労災防止指導員というような制度を設けております。これにつきましては、使用者の方、労働者の方、あるいはその他の識者の方を御委嘱申上げまして、それらの方が企業等を巡回されまして安全衛生についての啓蒙指導等に当たつておられるわけでございます。それらの処置によりまして、私ども、安全衛生につきまして労働者の方方ができるだけ御協力御参加をいただくように考えておるところでございます。

○須原昭二君 安全衛生委員会というところに何が固執をされていますが、安全衛生委員の任命方法からもう間違っているわけですね。現行の労働安全衛生規則第八条、第二十条によると、「選任になつてゐるわけですね。今度の本法によりますと、それは「指名」になつてゐるんです。当然然しく、使用者から指名して、自分の都合の悪いやつを入れ

すに、自分の都合のいい者だけ入れてくるというような、選任から指名に変わっている。その表現からもわれわれは危険性を見のがすことはできないのです。こういう認識を踏まえながら対等決定の原則を踏まえて、安全衛生委員会の運用にどういう決意で臨まれようとしておりますか。

○政府委員(渡邊健二君) 今回の法律で從来選任ということとばが使われておったのが指名になつたので、その点後退したのではないかという御趣旨であったと存じますが、今回の法律の十七条(安全管理委員会)についていいますと、十七条四項におきましては「労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。」ということになつておりますと、これは恣意的な選択を許さない、推薦のあつた者を指名する、こういうふうに拘束的に使用者の指名権の行使については規定されておりますので、私は御心配のようなことはないと、かように考えます。

○須原昭二君 時間の関係がござりますから、先へ行きました。

そこで、現在、国から補助金を受けている災害防止団体、これは五つあるんですね。中央が一つ。これらの団体の事業内容と実績について御報告をいただきたいわけです。ことしの予算を見ますと、防災団体への助成は七億四千五百十七万円、この点については、けさほど、企画課長ですか、予算、決算の内容については受けたわけですが、この際、資料提出として、予算、決算は出ておりますが、国庫の補助額、役員の構成、それから実績、こうしたものの資料提供をお願いしたい。委員長を通じてお願ひしておきます。

そこで、災害防止団体には労働者は参加していませんか。

○政府委員(渡邊健二君) 災害防止団体は、労働災害防止団体等に関する法律という法律に基づいて設置されております団体でございまして、その団体は、法律の一条の(目的)にありますように、「労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため」につくる

主的な団体活動の促進という意味で事業主の自らは事業主団体がそのメンバーに相なつておるわけでもござります。ただ、そうはいたしましても、労働災害の防止につきましては労働者の意見を反映することがきわめて有効であると考えておりますので、私ども、それらの災害防止団体につきましては参与という制度を設けまして、その参与のうち相当数が労働組合の代表の方になつていただいましてあります。そういう形で労働者の御意見を反映するよういたしておるわけでございます。

○須原昭二君 やはり、先ほど申し上げたように、労災の制度は、経営者の努力もさることながら、そこに働く労働者の意見も参酌してやつていかなければ完全なものにならないわけです。したがつて、労働者を参加させない、参与としては入つておられるけれども構成メンバーに入つておらぬいということは、いまの法体系からいって、現在の中央労働委員会や地方労働委員会については労働者の委員が参加しておりますね、これに準拠して労災防止団体についても労働者を参加させるよう、そういうふうに法改正をすべきだと思うのですが、その点、労働大臣、どうお考えになりますか。

○政府委員(渡邊健二君) 私からお答え申し上げますが、ただいまも申し上げましたとおり、防災団体というのは、労働災害防止団体等に関する法律に基づいてできておりまして、この法律の目的自身が、「労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進する」、こういうのが法律の目的でござりますので、そういう意味において事業主ないしは事業主の団体がメンバーになるということは、これは法の全体の目的からして当然なのではないかと、かように考えるわけでもございます。ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、労働者が災害防止についてはできるだけその意見が反映される、参加を得ると、これが有効であると考えておりますので、参与という制度を設けまして、先ほど申し上げたようにい

たしておるわけでござりますが、その他にも実質の運用におきましては、最近では中央防災協会の監事等役員の中に組合出身者の方も御任命を申し上げておる次第でございまして、そういう形で実質的に労働者の代表の御意見が反映され、かつそれらの方がそういう団体の運営にできるだけ御参加を得るよう今後いたしまりたいと、かようになります。

○須原 明二郎（当健次郎）　身もてあつてむしからねえ
けで、現職でなければいかぬのですよ。かつては
社会主義者であつても、今日資本主義者になつて
いるやつもあるし、出身者であつてはいかぬ。し
たがつて、そういう点は、いま前向きで検討すると
おっしゃいましたが、ひとつ検討していただきたい
早急に体制を整えていただきたい。

たたかせた七億四千五百五十七万円、としの取引が出来た
いるわけです。決算書をもらつただけで、数字で
何をやつていてるのかさっぱりわからないわけで
す。建設業界で実は毎月速報というふうなものが
出ているように聞いておりますが、最近、死亡事
故についての数字は全部消してしまった。あまり
こういうものを作出すとわざわしいものですから
ら、そういうものは数字に出してあらわさないよ
うになつてきておる。特に、建設業界で、名前をあ
げるところであります。が、東京のある電気工事の
会社でありますが、会議室の横にわざわざ仮籠を
つくつて拝殿室までつくつたんです。死ぬことを
予想しているんだよ。ことしは何体、ことしは何
体と、ちゃんと共同の祭りごとをするように、死
ぬことを前提にして考へている。こんなばかげた
ことは私は許されないと思うんです。そういう防
災団体なんかの運用、その仕事の内容、実績、そ
うしたもの的具体的に資料にして出していただき
たいと思うのです。

で事實上必要に応じてしかるべき處置をしていくことが適當であると、かように考えておりますし、また、実際にも実情に応じて實際の場合に個々的にそのような運営をいたしておるところでございまして、今後とも先生お話しの趣旨を十分

いと思います。
そこで、今度は、現在労災指導員制度といいま
すか、何か労働省は訓令で昭和四十年十二月十八
日の通達から行なつておられる、というんです
が、この点は、中小企業の事業所を対象として労働大

の取扱いが危険であるか否かを知ることで
なるわけですから、この点は明確にそう
いう方向で進むよう、特に検討するというお話
ですから、きわめてことばじりが軽いように感じ
ますけれども、時間の関係上前へ行きますけれど
も、その点は十二分にひとつ考慮していただきたい

があるのは当然だと思うんですよ。ただ、私は、そういう違反事実があった場合、あるいはまた発令した勧告というものについては、すべてやはりそこに働く労働者に周知徹底をさせることができ、労働災害を未然に防ぎ、あるいは経営者を前向きにして改善を忠実にやらせる一つの有効な手段であると思うわけです。また、労働者みずからも、そしり易いが危険である小遣金などを、ふと預ることでいう点での制約をいたしております。

たゞ、現在労働組合の御推薦を得て御就任いたしました方には、大部分その地域における労働組合の指導的な立場の方でございまして、その点は良識をもつておやりになつていただいておりますし、消防指導につきましての指導も民間企業からいろいろ有益であるというような評価を受けていると私たちも聞いております。

の法規との関連についてどうなっているのか。
○須原昭二君 申告をした労働者に報告する義務
結果を答えて教えておりますし、その他申告監督の
ような場合には、申告を受けて監督しますときに
は、監督の結果は必ず申告をいたしました労働者
に通報をいたしております。

○政府委員(北川俊夫君) 非常勤の国家公務員と
いう形になりますので、國家公務員である以上、
政治活動をその職務と関連してやっていただくと
いうわけにはまいりません。したがいまして、そ

いますが、なお確認のために組合等の意向を通じて確認したほうがいいというような場合には、そういうところに聞く場合もございます。それからこちらから聞くまでもなく、監督があつたとということになりますと、そういうことについて問い合わせが組合等からまいる場合がしばしばございまして、この場合は、組合の幹部というのは、大体今日の労働条件といふのは政治問題と密接な関係があるわけで、これは労働組合の役員ではいかぬということになるわけですが、そういう点はどうですか。そして、今

○須原昭二君 運営に当たってまいりたい、かよううに体しまして運営に当たつてまいりたい、かよううに考えます。

○須原昭二君 運営に当たつていただきたいといふことばだけですが、実際は労働組合や労働側にそういうことをしたとか、時によつてやつていてるというお話ですが、やつてありますか。どういうことをやつていますか、具体的に言つてください。

○政府委員(渡邉健二君) 違反の是正を命じまして、あとかう一辺その是正報告をとるわざでござります。

○政府委員(北川俊夫君) 労災指導員につきましては、いま先生御指摘のように、労働大臣の訓令に基づきまして、経営者側及び労働側の安全衛生に関する有識者の方に選任をお願いいたしております。その総数は約千五百名でございます。

○須原昭二君 千五百名ということですが、これはどういう分野の人たちですかということをお尋ねしているんです。年額可か三千円ぐらゐの手当

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

第七部 社會勞動委員會會議錄第十三號

昭和四十七年五月十一日

參議院

があると思いますが、時間の関係がありますから、そういう点は適切に運んでいただきたい。
労働災害に対する損害賠償で裁判の関係について若干お尋ねをしておきたいと思います。労働災害対応する労使の心がまえは、私は非常に大切な

まいります。それからボーフマン方式をとりますと、労働者の年齢によっても損失利益の算出の方
法が非常に違つてまいりまして、額は、私ども二、三例持つておりますものについても、非常にまちまちでござります。

○政府委員(渡邊健一君) 先生おつしやいました
ように、春闌等で、組合と使用者の間に業務上災
害についての労災の上積み補償額についていろいろ
な交渉がなされておりまして、それにつきまして
は、これは産業によって多少違いますが、三、四

うするかという点は、大きな問題として検討いたしておりますので、それらと相関連をさせながら将来労災保険のそういう給付の改善についてもなお検討をしてまいりたいと、かように考えております。

問題点だろうと思う。たとえば、労働災害が起き

○須原昭二君

百万円ないし五百万円程度のものが最近の妥結額

○須原昭二君 検討してくたゞい。これは早急

るたびに、使用者側は本人の不注意だと言らし、あるいは労働者側にしても、今日の段階では、運が悪いとか、ついていないとか、そういうことであきらめる場合が多いわけです。本人の不注意論だとか不運論だとか、こういうものは人権軽視と

○政府委員(渡邊健一君) たとえば、ここに数例持っておりますが、最低は五十万円から最高は千八百万円までというふうに非常にばらつきがございまして、ちょっと平均的にどのくらいというところまでは申し上げる数字になつていないので

に相なつておることは、先生のおつしやるとおりであるとかのように考えます。

それからそれを含めても低いじゃないかという御指摘でございますが、労災保険は、御承知のように、四十年の改正以後、死亡事故につきまして

に。物価はどんどん上がってくるし、遺族の方々の立場を考えますと、これはひとつ抜本的に考えていただきたいと思います。

そこで、さらに、現在の労災補償を受けるために、労働者側が業務上であると立証しなければな

背中合わせの考え方から出てきて、いると言わなければならぬわけです。ところで、こうした考え方を教育として払拭させることが、そういう点を二分にやっぱり徹底をしなければいけないと思うわけです。この点を一つお願いをしておくと同時に、もう一つ、こうしてできたたとえば死亡事故で、

○須原昭二君 その事故件数に比べての裁判の比率ですね、この点は早急に資料としていただきたいと思います。委員長からお願ひしておきたいと 思います。

それから賠償請求に関する訴訟で死亡補償妥結

原則として遺族の方の長く生活を見てあげるという趣旨から年金制度に相なっておるわけでございまして、その年金額、平均の受給期間で申しますと、私どもの現在の試算では、約一千万円前後ぐらいに相なっておりますので、決して自動車事故等と比べまして特別に低いとは考えておらないわ

弱い者が業務上だ、業務上だと言つたって、これ
業務上であると認定をするということではなくし
て、私は、使用者側あるいは労働基準局がそれは
業務外であると言わなければ労災にはかけられ
る、こういうふうに変えるべきだと思うんです。

なんかで損害賠償請求の裁判が起きているわけですね。事件と比べて裁判になつているものの比率はどのくらいのものですか。それからその結果、損害の請求額に対して死亡・被償の妥結額はどのような状況になつてゐるか、簡単に御答弁願います。

額というのは、私たちが聞いている範囲では、三、四百万円ぐらいでききわめて低いわけですね。いま五十万円から千八百万円と言われたが、その千八百万円というのは特殊な例であつて、たいがい三、四百万円だろう、こういう数字です。たとえば春闇なんかで、四十六年でしたか、死

けでございますが、ただ、向こうは一時金で出されておりますが、こちらは年金であるということでもらったときには非常に低いような感じがあるので、もったときには非常に低いような感じがあることも事実でございます。一応、現在の労災保険というのは、ILOの国際基準等からいたしましても、百二十一号条約の補償基準とも大体は

はなかなかできるもんじやないわけです。ここに実は見えざる制限がある、見えざる制限が。したがって、業務上とくらものを、皆さんのはうがあるいは使用者側が業務外にあると立証しない限り業務上にすると、こういう方向に改めるべきだと私は思うんです。その点、労働大臣のお考えを承

○政府委員(渡邊健一君) 民事上損害賠償の請求ができますものは、業務上の災害でございまして、事業主に故意過失がある場合に民事上の損害賠償請求ができるわけでございます。それからなお、裁判にそういうものがかかりましたても、判決まで至らないで途中で両当事者の合意によつて解

亡の特別補償額は五百万円ぐらい、四十五年は四百万円、造船なんかはちょっと高くて四十六年は六百万円ぐらいといわれておりますが、いずれも自動車事故に比べてきわめて低いと、こう言わざるを得ないんです。特に、一、二、三年前でしたか、大阪のガス爆発がありましたね。そこで働く労働

マシでいたしておりまして、特に私ども低いとは考えませんが、それにいたしましても、業務上の災害で命を失われた、あるいは健康をそこなわれた、こういう方々に対しても、できる限り厚い保護ができるならばして差し上げたいということは私どもも全く同感でございまして、そういうたて

○政府委員(渡邊健二君) 私からお答えを申し上げますが、現在業務上の立証については、給付の請求をいたします労働者が、その請求をする際に業務上であることを疎明することになつておるわけであります。しかしながら、これは労働者が

決するという、こういうような和解等の合意によって解決する場合が多いために、民事裁判で判決まで至るものは比較的少ないとわれわれは理解いたしておりますが、ちょっとどのくらいの率になつておるかの数字までは私ども把握をいたしておりません。

者は非常に安くて、その上を歩いておった通行者、これは高いんですね。労働者に比べて高い。この差が非常に激しいわけです。働いている労働者が少なくて、通行者が高いんですよ。この格差からいっても、私たちは、いまの労災保険の死亡補償給付額についても再検討をしなきゃならないときになってると思うんです。たとえば、千日分平均三、四百万円、あるいは年金として遺族のほうへ渡されますが、こうした問題を再検討する意思はありませんか。

まさに立ちまして、三十年以後も数回にわたって給付額の改善を労災保険の改正で行なつてきておるわけでございます。最近も四十五年に改正を行なつたところでございますが、なお、今後につきましても十分そういう点を考えてまいりたいと考えております。しかしながら、現在の労災保険は、基準法の災害補償と補償内容が相関連した関係になつておりますし、基準法との関係をどうするかという問題が大きな問題に相なるわけでございます。基準法のそういう災害補償というのをど

業務上だという事情を一応説明すれば請求はできるわけでございまして、労働者のその陳明が不十分で直ちにそれによって業務上かどうか判定しがたいような場合には、行政官庁がこっちから十分調査をいたしまして業務上外の判断をすることにいたしますので、労働者の立証能力がないためにそういうものが却下されて補償を受けられないというようなことがないようになります。現実にも年間に百六十万ないし百七十万の人がどんどん請求をいたしまして補償を受け

おるわけでありまして、決して労働者の立証能
力がないために保険給付が受けられないというよ
うなことが生じないようにいたしておるわけでござ
ります。

○須原昭二君 いまのお話は、私が現地のほうで
現実に起きてる労災を見ますと、そういやな
いんですよ。本人は業務上だ業務上だと言つても、
使用者側があかぬと言えどそれまでなんですよ。
その点は現状をもう少し踏まえていただいて、業
務上であるというものを、労働基準局なりあるい
は使用者側が業務外だということを立証しない限
り業務上だという方向で行政指導をやらなければ
いけないと思う。その点は、労働大臣、後ほどで
けつこうですから、御答弁をいただきたいと思ひ
ます。

さらに、それに関連をして、不幸にして労災によつて死亡した場合、遺族から会社あてに損害賠

償請求の裁判を起こしますね。起こしますと、会
社側から、過失を立証する資料、これは弱いもの

ですからなかなかとれないんですよ。それによつて業務外の方向へ回されてしまうんですよ。そ
ういう資料の提供について、警察なり、あるいはま
た労働省なり、あるいは通産省なり、そうした災

害調査をした関係官庁が、資料提出の要求があつ
た場合はこれに協力する義務、そうちしたものも明
確にしてやらない限り、零細な弱い労働者の立場

から言うならば、これが裁判にならない、立証され
ない、そういう原因をつくつておるわけです。

ですから、その過失を立証する資料の提供について協力義務を定める必要があると私は思つ
ています。

○國務大臣(塚原俊郎君) 先ほど渡邊局長が答
えたようなことも私は今日まで報告を受けておりま
すので、何か該当しないからといって労働者側

に対し非常に不利なことが多いという御発言は
実は私は驚いておるわけでございますが、そういう
ことがあってはなりませんので、今後とも監督

を厳重にいたしましてそういうことの絶滅を期
たい、このように思つております。

○須原昭二君 その点、両点の問題点について
は、裁判になりますと非常に論戦になつてゐるわ
けです。この点を踏まえて労働者の弱い立場を保
護するような抜本策を講じてもらわなければいけ
ない。その点は、時間の関係からあまり追及しま
せん。ただ、現場に行きますと、企業の秘密だと
か、あるいは今後の行政調査に支障を及ぼすか
ら、今後のことがあるからそういう資料は出せな
いといつてござんでいるんですよ。それは当然出
してやるべきだ。人命尊重、遺族の保護など、人
権にかかる問題は優先されるべきだ。企業の秘
密とか、行政調査の今後に支障を来たすと言
う前に、私は、人間尊重、人命尊重、遺族の保護と
いうような人権というものがまず優先されるべき
だと思つて、そういう点は、労働省が先頭を
切つてこの問題の解決に抜本的な改革をすべきだ
と私は思ひます。その点、あらためて労働大臣か
ら明確にお願いをしたい。

○國務大臣(塚原俊郎君) 人間尊重があくまでも
たてまえでありますから、人権が無視される
ようなことがあつてはなりません。御指摘のよう
な例がどこにあるか私は存じておりませんけれど
も、よく調査いたしまして、そういうことのない
ようあくまでも人権尊重というたてまえから今後
この問題に当たつていきたいと考えております。

○須原昭二君 ひとつ前向きで御善処を願いたい
と思います。

今度、労働安全衛生法に関する四十七年度の予
算の概要についてどういうものがあるのか、この
点をちょっと御説明願いたいと思います。

○政府委員(北川俊夫君) 今年度の安全衛生関係
の予算につきましては、全体で約二十一億でござ
いますけれども、そのおもなものを申し上げます
と、第一としまして、安全衛生教育の充実という

ことで、安全教育センターを東京に三箇所の予算で
つくります。

それから第二といたしましては、特殊健康診断
の推進ということで、このために労災病院の東
京、中部おののおのの一ヵ所ずつに、計二ヵ所、六億

の予算で健康診断センターを設置することにいた
しておられます。それから同じく特殊健診の推進の
一環といたしまして、民間の特殊健康診断を行な
いますところの医療機関に対しまして、そういう

診断機関の整備費の三分の一を補助金として出す
ことにしております。この金額の総額は一億
三千七百万で、対象労働者数が三十万人を予定し
ております。

あと、おもなものを申し上げますと、健康管理
手帳制度というものを創設いたしております。そ
れから今度の安全衛生法の施行に伴いまして、い
ろいろの科学的な調査等が必要でございますが、い
ま督促がございまして、したがつて、あとは簡単
に二点ばかりお尋ねをいたします。

有害危険産業業務に対する特別健診は、時間内
でできるわけですね。しかし、一般的の健康診断に
ついては、これは労働基準法できまつております
けれども、健診は時間外である。今日の通勤の状
態から見て、労働者が時間外で健診を受けられる
ということはなかなかむずかしいわけです。した
がつて、これは行政指導で時間内にするように義
務づける必要がある。この点は、私は医学関係の
教育を受けたものですから特に留意しておるんで
すが、行政指導でやるべきである。この点を一つ
お尋ねしておきたいと思います。

それからもう一つ、基本的な問題として一番私
がおそれている問題があるわけです。労働基準法
と安全衛生法との関係なんですが。少なくとも、労
働基準法というのは、労働者の基本権をうつたた
いわば労働者の憲法なんですね。この憲法の中の
一条項だけを抜き出してしまって単独法をつく
る、こういう傾向というのは、ひいては、たとえ
ば労働時間に関する法律だとあるいはまた賃金
支払いに関する法律だと、各項目を全部抜いて
いつて、労働基準法、いわゆる労働者の憲法とい
うのは形骸化されるおそれがあるのではないか、
この点を特に私はおそれいるわけです。この点
についてどうですか。

以上、二点について最後に伺います。

○政府委員(北川俊夫君) 労働者側に直接支給さ
る予算といたしましては、健康管理手帳で健康

問題は、衆議院でもだいぶ問題になりまして、附

帶決議にも出ております。もちろんそれは尊重するということを私は申し上げましたが、これは時間内でやるよう行政指導をいたします。

それから第二問でありまするが、安全衛生の問題を特に取り上げましたのも、もともとはいまの人事尊重から出発したものでありまするが、労働基準法が憲法である、基本法であるという考えは、ごくまつも変えておりません。したがつて、この第一条にうたつておりまするよう、「労働基準法と相まって」、というのも、決して基準法をどう

こうというような考えは毛頭ございません、全く。それでも労働基準法は基本法であり、憲法であるという考えは、ごまつも変わっておりません。これは十分にそういうたてまえをとつておりますから、御安心を願いたいと思います。

○須原昭二君 最後ですが、健康診断を受ける場

択の自由を一般化することだと思うのです。使用者の指定する医師と労働者の選択をする医師の診

断が異なった場合は、必ず労使の対立があるわけですよ。これは、現場に働く労働者の声を聞く

わゆる行政指導というものは何もなされていないと、まさにそなんです。この問題についてのい

が、労働者の医師の選択の自由、これは時間内に

やる場合と通勤途上でやる場合と家庭でやる場合といいろいろありますけれども、この選択の自由を

やはり行政指導できちんと位置づけなければ労使の紛争の絶え間がないと思うのですが、その点の

行政指導をどうお考えになりますか、これをもつて最後といたします。

○政府委員(渡邊健一君) 健康診断を受ける場合の医師の選択につきましては、これは使用者側に

健康診断の義務を課しておりますから、一応は使用者が定める医師ということになりますけれども、この法律の六十六条の五項で、労働者は、その事業者の指定した医師または歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師または歯科医師の健康診断を受け

午後一時四十九分開會

○委員長(中村英男君) 午前中に引き続き労働安全衛生法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います

問題と効率行政 特に 効率基準監督行政の問題について質問なさいまして、いろいろ非常に監督行政が手つかずではないかと、不十分だとさう点

行政が手ぬかりなし」と不十分などといふ点について御質問がありました。私もそれに関連して、最初に少し労働行政のことをお伺いした上で

黄花の外、社会行政のことをお仕事にされている方、思ひますけれども、もうすでにこの労働安全衛生法は衆議院のほうで修正をつけて通ってきたもの

でございますから、別に反対するわけではありませんけれども、特に、最初に労働大臣ね、いまの

情勢というのは労働基準法ができて、基準監督行政がスタートした当時と比べますと、非常に外部

環境、内部環境、環境の汚染が進んでおりますですね。これは非常に高度な経済成長をしたためだ

と思うのですが、ですから、いわゆる佐藤総理大臣の言われる発想の転換のときだと思うのです。

そういう意味では、最近、公害についてはだいぶ
ん考え方方が政府のほうも変わってきたし企業の側

も変わってきたと思います。それで環境庁なんといふものもできて、環境庁を中心に次第に公害の

ことを必要悪だと考へた時代からそういう考えを取り去つてきていると思ひうんですね。ですから、一般的の市民が大気の汚染、水のよごれ、それから土壤の汚濁、汚染、それから食品の汚染とか、そういうようなものに囲まれて、外部からと内部か

○國務大臣（城原俊郎君） まあ、今日までの急激な経済の発展が公害をもたらしたものであるという、これはお説のとおりだと私は思います。公害そのものが問題になつたのも、これまたかなりおくれてからです。率直に言つて。ちょうど一昨年の秋の公害国会といわれた国会で、重要法案が審議されまして、非常に真剣に論議が展開され、世界でも珍しい公害関係の法案とまでいわれましたけれども、その後これに基づきまして、いろんな議論、またこれに伴う予算措置等もとられて立法措置、またこれに伴う予算措置等もとられているわけでございますが、むしろ後手後手に回つれども、ところがそういう一般国民、市民の中に對策のほうをおくれていますから、公害との取り組み也非常にたくさんのことをするのですけれども、そこから有害な物質を取り扱つたりそれを製造している職場の労働者の健康と生命を守るという問題、そこに區別があつてはならないと私は思うわけなんです。ですから、そういう意味で、労働行政というもののいまの環境破壊がどんどん進んでいく社会に適応した対応のしかたが立ちおくれているのじやないか。けさほどの須原委員からの御質問もそういう点にございふん集中していくと、それから有害な物質を取り扱つたりそれを製造している職場の労働者の健康と生命を守るという問題、そこに區別があつてはならないと私は思うわけなんですね。それで、そういう問題について最初に心がまえというものをお伺いしたいわけなんです。

○國務大臣（城原俊郎君） まあ、今日までの急激な経済の発展が公害をもたらしたものであるという、これはお説のとおりだと私は思います。公害そのものが問題になつたのも、これまたかなりおくれてからです。率直に言つて。ちょうど一昨年の秋の公害国会といわれた国会で、重要法案が審議されまして、非常に真剣に論議が展開され、世界でも珍しい公害関係の法案とまでいわれましたけれども、その後これに基づきまして、いろんな議論、またこれに伴う予算措置等もとられて立法措置、またこれに伴う予算措置等もとられているわけでございますが、むしろ後手後手に回つ

申した感じ、これは私、率直に認めざるを得ないと思つております。そこで、労働省の仕事も率直に申しまして、私、驚いたのは、労働省そのものが、従来の労働省の仕事ももちろんありますけれども、厚生省の仕事、環境庁の仕事というか、そういうもの今まで私自身を勉強させなければならぬくらい、いまおっしゃったような労働者自身が知らない間にむしばまれていく、また、よほど製造禁止というような、そういう強い措置をとらなければ健康の保持ということができないだらうというような点が今後確かにあるだらうと思います。今まで気がついたものは関係各省とも連絡しまして、労働省としてとるべき措置もとつておりますけれども、しかし、今日まで、各委員会において野党を問わず、委員の先生方から御指摘をいただいておる点も、また重点はそこにあるのではなからうか。したがつて、労働行政ももちろん労働三法というものは戦後二十二年でありますから、できてから実は四分の一世紀もたつておりますが、これとて一つの憲法でありますから、これはやっぱりななものであると私は考えております。しかし、今日の労働行政においては、公害を抜きにして考えることはできない時代にきておると私は思うのであります。今度の労働安全衛生法につきまして、もちろんそういうことを考慮いたしまして、労働基準法の中からこれを抜き出して、そして御審議を願つておるわけですが、今度はこれを別としても労働行政全般の公害問題との関連なくしては考えられない時代にきておる、また、これを先取りして公害による働く者の被害を受けることのないような労働行政を開拓していくなければならないと考えております。

るということに区別があつてはならないと思うのです。その辺のお考えを、つまり職場の外の人にはこんなものはあぶないと、職場の中にいる者の基準はもうちょっとゆるやかでもいいという考え方がありはしないかということです。

面に重点を置いて対策を練つておると私は考えております。したがつて冒頭の質問で、ある区別があつてよろしいかということ、これはもちろんあつてはなりません。また、そういうことですべてに取り組んでいかなければならぬと考えております。

○田中壽美子君 企業への遠慮はなさいませんね。ちょっと念を押しておきます。

○國務大臣(櫻原俊郎君) 先ほど申しましたように、ある時期において戸惑つた時代においてはそういう批判があつたかもしませんが、今日はみな目ざめております。目ざめていないものに対しては警鐘を乱打して、企業に対し十分な制裁と監視をして、そのための法律もつくられておるわけでありますから、公害基本法の修正というようなものもそういう面でなされたものである。ですから、もうすでに二年前において、時すでにおそいとはいいながら、今日まで推移しておる。それが非常に急テンポで進んでおるといふうに私は考えております。

○田中壽美子君 公害の立場は公害の所管の役所があるのであります。私は、労働の安全衛生の問題を議論するわけですので、労働省は労働者を守る役所

○田中寿美子君 公害の立場は公害の所管の役所があるのです。私は、労働の安全衛生の問題を議論するわけですので、労働省は労働者を守る役所であつてほしいということを強く最初に要望申し上げるわけです。

あるはずです。企業には通産省その他たくさんのが役所がついております。ですからどうか労働省は、労働者の労働条件はもちろんですけれども、きょうは安全と衛生のことですから、生命を守る立場をどこまでもどると、こういうことを基本的な姿勢にしていただきたいということを申し上げるわけなんです。ですから、公害一般的の問題ではなくって、公害の問題も職場の中での労働者の働く環境ですね、作業環境と外側の公害の基準などを分けていいものではないはずだ、こういう意味で申し上げておきます。もう一度どうぞ。

○國務大臣（塚原俊郎君） 労働大臣になりまして、最初にこの席で皆さま方に私の考え方を申し上げた、その冒頭のことばが、人間尊重と福祉の増進であります。言うまでもなく、労働省は働く者の味方でありますから、先ほどは公害についての御質問だったものでああいうことを申し上げたのですが、全般について決してわれわれはいま言つたような企業云々というようなことは毛頭考

○田中寿美子君　今までの、鉱山の爆発事故とか、いろいろの事故がございましたけれども、そういうときにいすれも事故が起つてから基準局が調べに行くというふうになつてゐるところで、保安のほうはほとんど通産省の縛張りになつてゐるようでしたね。たいへん私は遠慮がちでござると思うのです。もつと不断の労働者の安全を守るという立場をとつてほしいと思う。

それから例の安中の東邦亜鉛なんかのカドミウムの問題のときも、あれだつて非合法な許可を産関係では与えております。そして、そこで

さらまた、保安につきましても労働者は通産当局に對しまして勧告権を持つておりますので、必要な場合につきましては、鉱山の保安につきまして労働省から通産省に対して勧告をするといふようなことはこれまでもししばしば行なつておることござります。

○田中寿美子君 ところが、実際に、けさほどだ
いぶ須原さんも事例をあげて言われたけれども、
基準行政が完全に労働者の立場を守らないような
結果になつておると、いうことをたくさん言われて
おるわけなんで、そういうふうに思いたくないん
ですけれども、しばしば企業に対する遠慮がある
ような気がする。たとえば、鉱山の場合ですね。
これは通産省の鉱山保安局が長年所管をしておりま
した関係からかどうか知りませんけれども、基
準監督署があまり干渉してこなかつたわけです
ね。災害がしばしば鉱山では起こつてしまいまし
ておりません。働く者の味方と、それを原則と
して、その立場に立つて労働行政を推進しておる
次第であります。

労働者が倒していたわけなんですか、安中の力トの場合は、カドミウムが外部に排出されたといふ観点から問題になつたのです。あとになつて、中で働いていた労働者が死んで、死んでから、らだの中を解剖してみると、カドミウムが一ぱんじん臓の中ですか、入つていたということがありましたね。あいうふうに鉱山関係というのにして、伝統的に労働者が十分関与していないよな感じがいたしますので、その辺はもつと十ニ、どこであろうと労働者が働いている場所においては労働基準法の適用のある、労働者を守ついくという立場をとつていただきたいと思うんですが、どの程度に今後こういうものには介入なさいますか。ことに、新しい法律のもとでは、何

卷之三

卷之三

変化があるかどうか。

○政府委員(渡邊健一君) 鉱山の衛生につきましては、これは通気以外——通気は通産省の所管でございますが、通氣以外の衛生につきましては労働省の所管でございまして、そういう点につきましては労働省が監督をいたしておりますわけでございます。で、カドミ等新しい物質については、先ほども大臣が申しましたように、なかなかそういう新物質についての問題が理解がおそかつたために、これまで事態の急速な進展のほうが先に行くというような事例も見られたわけでござりますが、御指摘のカドミの問題等につきましても、昨年特定化学物質等障害予防規則というものを制定いたしまして、この中にはカドミも特定化学物質だということでその中に指定をいたしておりますわけでございまして、今後、それらの物質につきまして、労働者がそれによつて障害を受けることがないよう、同規則の厳格な適用をはかりまして、そういう問題の予防につとめたいと、かように考えておるところでございます。

○政府委員(渡邊健一君) 他省庁の関係にある企業と申しましても、先ほど申しました鉱山の保安通氣あるいは船員法の適用を受ける船員等につきましては、これはそれぞれ通産省あるいは運輸省の所管でございますがそれ以外につきましては、これは一般的に通産省が所管している企業、あるいは原子力委員会等とも関係する原子力産業等々につきましても、その安全衛生、これは当然に労働者の安全衛生につきましては労働省の所管でございますので、私どもいたしましては、企業の立場等々を考えるというようなことではないに、労働者の健康と身体を守つていくと、こういう立場に立ちまして、強力に災害防止、安全衛生の確保につとめたいと考えておるわけでございまして、今回の労働安全衛生法を国会に御提案いたしましたのも、そういう趣旨で労働省が積極的にこういう問題に取り組むと、まあ、こういう姿勢から臨んでおるわけでございまして、今後とも私どもそういう姿勢で行政の運営にできる限りの努力をいたしたいと、かように考えております。

○田中寿美子君 日本では行政機関の中で金をうけをする機関のほうにたいへん権力があるんですね。そういう意味では、労働省とか厚生省などものはもつともつとこれからは一番力を持つといふふうになるのがほんとうだというふうに思いますが、それでも労働者の立場を守るという力を持ついただきたい。そして今度の労働安全衛生法案のもとになりました労働基準法研究会の報告の中には、労基法違反の措置が原因で災害が発生したのは労災件数の全体の二〇〇%という指摘がありますね。ということは、あの八〇〇%は労基法を守つていて災害が発生したということになりますね。そうすると、労基法の規定に従つていたのに災害が発生したというのは、労基法による監督行政が不十分だったたということになると思うんですが、私はこれは人間の問題もあるし、いろいろあるだらうけれども、その辺の御反省はいかがですか。ここで、従来一生懸命にやつているけれども、し

かし、こういう事実があるのだということを指摘してございますが、この辺はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(渡邊健二君) 確かに災害の発生につきましては、基準法で定めております最低基準を守つていなかつた、そのため災害が起きたというふうなことはございました。そういう点ではわれわれ、まことに遺憾に思うわけでございます。しかしながら、災害が全部必ずしもそうだというところではございませんで、基準法で定めます最低基準を守つておる場合におきましても、いろいろな他の事由で災害が起きる場合があるわけでございます。たとえて申しますと、労働者の不注意である場合もございましょうし、あるいは安全衛生の知識が十分でないというような場合もございましょうし、あるいは、最低基準は守つておったのだけれども、近ごろの技術の日進月歩の過程で、予測されないようないろいろな事故が起こつてくるとか、そういうようないろいろな事由で災害が起きる場合がそれ以外にあるわけでございます。

そこで、私ども、今回の労働安全衛生法案を御提案いたしましたのも、一方においてはそういう危害防止基準、これを一そく明確にいたしまして、こういう基準を確立いたしましたとともに、さらにそれ以上に、たとえば安全衛生の教育の徹底であるとか、あるいは管理体制の確立であるとか、あるいはより好ましい環境基準なり作業方法なりの指導、そらいたよくなことをも規定をいたしまして、それらの総合的な施策によりまして、災害の発生全体を減らしていきたい、こういう考えに基づいて今回の法案を御提案いたしておるところでございます。

○田中寿美子君 ですから、これは大部分の災害が法定の最低基準にかかわりなく発生しているということはいまおっしゃったよしないいろいろな原因がある。労働者の不注意があつたり、知識の不足があつたりと言われました。これは労働者の不注意、知識の不足をそのままにしておることと自体が労働基準法の基準に合わないものだと思いま

す。今回の教育センターなどもそのつもりでつくるつていらっしゃると思いますから、ですから、法律があつて最低基準を守つていると一応言われても、ほんとうに守つているのかどうかということは、十分な監督が必要でございますね。ですか、も、もちろん企業の自主的な管理も必要ですけれども、監督行政というものは、先ほど来ずいぶん言われたように、ほんとうにきびしくやるという立場でないと守れないものが今後はどんどん出てくると思います。さつきも私ちょっと問題にされました、労働者の安全に疑義のある場合に、「一時就労拒否の権利がある——第二十五条ですね、これは修正されてきたものですね。「労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。」というふうに修正されたことは、私はよかつたと思います。確かにこれは評価したいと思うんですが、さつき須原さんの議論の中で、労働者と使用者とがその急迫した状態というものに対して解釈が違つてきたときは、どうするのかというような質問があつて、それで、そちらからは、労働安全委員会だとか、安全管理委員会ですかをつくって、半数ずつ労働者と使用者の側から委員が出て、それでチックするからだいじょうぶだというような御説明がありましたですね。それに対しても須原さんは、その半数といふものにも疑義がある、はたして労働者の過半数を代表するものであるかどうかに疑義があると疑問を投げかけられておりましたんですけど、れども、私は、少し角度を変えて、つまり、急迫したような状態が起きたときは、そんな相談しているひまがないと思います。ですからすぐに緊急避難はできる。これは企業のほうだつて押えるはずがないし、労働者だって逃げていくと思います。それから、外部から見てもこれは相当危険だと思うときには、私は当然監督官が立ち入り検査すべきだ。それから労働者のほうも申告できる権利があるんですね。そんなんじやなくして、私が問題にしたいと思いますのは、一番最初から申しており

○政府委員(渡邊健二君) 新しい物質がいろいろ出まして、その中には毒性が不明確なものに対して非常に懸念がされるような場合はあり得ると私は保留されておくべきだと思うんです。その点はどうお考えになりますか。

はいりましたところのいろいろな有害な物質、あるいは新しい技術が導入されてくる、新しいやり方ですね。そういうもので労働者がこれはどうも危険だと感じているものがたくさん私はあると思ふんですね。そういうものに対して一体、労働者がこれが自分たちの生命が危険である、これはたとえは化学関係の工場労働者なんか非常によく知つているわけですが、その労働者が自分たちの生命が侵される危険があるというふうに考えたときには一時的に就労を拒否する権利というのは、私は保留在ておくべきだと思うんです。その点

うわけでござります。そこで今回の法律におきましても、五十八条に「有害性の調査等」の規定を設けてございまして、「事業主は、化学薬品、化学会員を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講するほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講する」、こういう義務が課せられておるわけでござりますから、当然使用者は、新しい物質等についてはそういう調査義務なり、調査の結果に基づいて必要な措置を講する義務があるわけでござります。ただ、使用者が講じます措置等になお労働者が懸念を持つような場合につきましては、先ほども申しましたように安全委員会、こういう場合は衛生委員会等が多いと思いますが、そういうところにおきまして健康障害を防止するための対策、あるいは、労働者の健康障害の防止に関する重要な事項として当然それは労働者側から意見を述べ、これについてその委員会で十分に調査審議をすることができるわけでござります。なお、そ

いいうようなことがありましたといったとしても、等も事前にとり得るわけですが、客観的にある場合、もちろん、そういう場合には監督機関等も監督をいたしまして、必要な場合には使用停止処分等も前にもう危険性、こういうものが客観的にある場合にそういった危険があるにかかわらず、使用者が急迫した危険を放置させて、労働者を退避させなかつたという場合には、今回の、修正で入りました二十五条によりまして、使用者は、これは刑罰をもって責任を追及されることに相なつておるわけですが、なぜ、もし、それにもかかわらず、緊急的な事態が急迫してまいりますならば、これは先生おっしゃいましたように、これは当然に、法律に書いてありますにかかわらず、緊急避難的に労働者が退避する、これは当然の権利でございまして、それらによりまして、御懸念のような措置に対しては、労働者は十分に保護が与えられるものと、私どもはかように考えておるわけですが、なぜ、もし、それにもかかわらず、緊急避難的に労働者が退避する、これは当然の権利であろうと、かようになります。

○田中寿美子君 緊急の場合の問題じやなくして、いま、やっぱり問題だと私が思いますのは、急性の中毒というものは、これはすぐわかりますね。そんなんじゃなくて、新しい有害物質、合成物質、たとえばカドミウムなんかその一つで、いま問題になっているP.C.B.なんかもそうでありますけれども、そういうものは急性であったり、慢性毒性があつたりするわけですね。それが、そう簡単じやないわけですよ。学者に頼んだり、研究所に頼んで、それをちゃんと慢性毒性を立証するのに、動物実験で二年でも三年でもかかる、こういうようなものが非常に多いのじやないかと思いますね。ですから、P.C.B.だっていまだに許容基準ができないないわけです。まして、人体の中の摂取基準量、摂取許容量、A.D.I.といいますね、あればまだできていらないものが大部分だと思います。そういうときに、私は、それを取り扱つている労働者は、自分の健康に障害を感じるし、毎日毎日それに当たつているわけですから、わかるわけで、いまこれは非常にあぶないというふうに思

うときに、そのくらいのことでは使用者が応じてくれるわけでもないし、労働省たって、ちゃんとしたデータがなかつたら、それを差しとめることができないわけでしょう。そうすると、労働者が感じて、ようやく最後になつて立証されたときは、もうからだが悪くなつて死んでしまつうときか、あるいは重体のときですね。ですから、あらかじめと、いうことばは、見分たちが作業をやつていて、これは危険だと感じたときには、一時就労を拒否できる。そうしたら、本気になつて検査できますということにはなつてゐるんですけど、するでしよう、使用者が。そういうふうな権利があるんじやないかということなんです。これはいながらでますか。法的には、おっしゃったとおりに、これに対して、労働者が自分たちの対等の立場——先ほど午前中言われましたように、労使対等の立場で、労働条件として話し合いたい。しかし、応じてくれない。そういうときには、一時就労を拒否する権利を留保してもいいんではないかと、こういうことです。

○田中奏美子君　いまの届け出制と、計画の届け出制ですね、これは議論していると非常に長くなりますが、化合物質——合成化学物質とか、有害ないいろいろな物質というものが非常にたくさんあります。もうすでに使われているわけですね。いまから新しく導入するからといって届け出をするような状態になくて、すでにもう使われているわけです。こういうものに対して非常な疑義があちこちで起こっている。外部の環境破壊の問題では、公害のほうです、いふん問題が起こってきていて、環境基準とか、許容基準をつくりつつある。そういうものは私はちゃんとしなければならないと思うんですが、それがないときの労働者、労働者は、その事業場に雇用されるときには、賃金や労働条件の契約を取りかわします。だけれども、そのときに、もしかして、この作業、この物質を扱つていったならば、健康に障害を起こすかもしれないというようなことに関しては契約はしていいわけなんです。ですから、これは労働条件でござりますから、労働者が、これはあぶないと感じたときに拒否して、これに抗対する権利、こういうものが私はあると思うのです。それで、労働省は今回の、この労働安全衛生法をつくつて、やっぱり事態は進展していきますから、それに対応して、今後この問題を考えるといふことが必要じゃないかというようなのが一点。
それからさつきおっしゃった学識経験者、中央労働基準審議会にかけるとか、あるいは企業の中に安全衛生委員会をつくってこれにかけるとかいう、何段階かのその機関は考えられておりますけれども、それに必ずしも労働者の意見が十分反映されないいうみがあるから、こういうことを申し上げるわけです。いかがですか。

Digitized by srujanika@gmail.com

によりまして、労働者のそういう懸念に対しまして必要な措置が講じられるよう相なつておるわけございまして、それにもかかわらず、労働者が危惧を持たれることはあるにいたしました。そういう場合には、やはりあくまでも客観的なことでないと、主観的に個々の労働者が危惧を持ったということでは、やはりこれはなかなか法律上の問題にはなり得ないのではないかと、かように思うわけでございます。したがいまして、どうしても、やはりいろいろの措置をとっても、なお危惧があるというような場合でございますと、先ほど御指摘になりました二十五条の指摘をとっても、なお危惧があるといふような場合でございますと、必ず御指摘になります。ことに、客観的な危険があるのに必要な措置をとつてない、あるいは、五十八条によりまして、新しい物質についての有害性の調査をして、それを避けるための必要な措置をとるべき義務があるのに、使用者がしてないといふようなことになりますと、これは安全衛生法違反じやないかといふ、労働者の側からいたしますと、そういうことになるわけでございます。したがつて、違反があると思われれば、やはりこれは監督機関に申告をしていただきまして、申告があれば、監督機関としては早急に監督をいたしますが講じていないのかどうか、こういうことを判断することになるわけであると考えるのでございます。

○田中寿美子君 いまの主観的な危険の危惧ですか、主観的な危惧とか、あるいは客観的な危険が

存在するという、その判定は、これは労使の間で

いつでも何へんも対立するわけですね。ですから、

そういう意味で主観的には、かつて企業はこ

れは有害ではないと言ひ張つてきました。いまま

でだつて、ずいぶんそうでしょう、水俣病だつ

て、イタイイタ病だつてそうです。ですから、

そういうふうに対立するときに、対等に労働者に

発言権を与えよといふのが私の主張でございまし

て、その場合に、いまおっしゃったように、申告

すればいいじゃないかと。私それは申告権利が

思いますが、それでも、そういう意味では、いまの問題について、幾つかのこの機関にかけていく時間がございまして、それにもかかわらず、労働者が危惧を持たれることはあるにいたしました。そういう場合には、やはりあくまでも客観的なことでないと、主観的に個々の労働者が危惧を持ったということでは、やはりこれはなかなか法

律上の問題にはなり得ないのではないかと、かよ

うに思うわけでございます。したがいまして、どう

しても、やはりいろいろの措置をとっても、なお危

惧があるといふような場合でござりますと、先ほど御指摘になりました二十五条の指摘をとっても、なお危

惧があるといふような場合でござりますと、必ず御指摘になります。ことに、客観的な危険がある

のに必要な措置をとつてない、あるいは、五十八条

によりまして、新しい物質についての有害性の調査をして、それを避けるための必要な措置をとるべき義務があるのに、使用者がしてないといふ

ようなことになりますと、これは安全衛生法違反じやないかといふ、労働者の側からいたしますと、そういうことになるわけでございます。したがつて、違反があると思われれば、やはりこれは監督機関に申告をしていただきまして、申告があ

れば、監督機関としては早急に監督をいたしますが講じていないのかどうか、こういうことを判断することになるわけであると考えるのでございま

す。

○田中寿美子君 いまの主観的な危険の危惧ですか、主観的な危険とか、あるいは客観的な危険が

存在するという、その判定は、これは労使の間で

いつでも何へんも対立するわけですね。ですから、

そういう意味で主観的には、かつて企業はこ

れは有害ではないと言ひ張つてきました。いまま

でだつて、ずいぶんそうでしょう、水俣病だつ

て、イタイイタ病だつてそうです。ですから、

そういうふうに対立するときに、対等に労働者に

発言権を与えよといふのが私の主張でございまし

て、その場合に、いまおっしゃったように、申告

すればいいじゃないかと。私それは申告権利が

思いますが、それでも、そういう意味では、いまの問題について、幾つかのこの機関にかけていく時間

が経過していくわけですから、それも含めて、いまの問題はひとつ労働者が、対等に、企業の中で

自分たちの生命を守るために意見を、発言を加えることができるよう措置というのを研究してみ

ることができますから、私はたいへんこ

とに一つ問題があるよう思うものですから。いかがでしょうか。

○政府委員(渡邊健二君) そういう問題について

労使が対等の立場でお話し合いになる場といいたしまして私どもは安全衛生委員会等を考えておるわ

けでございます。ただ、先生、はたしてこれがそ

ういう十分な機能を果たすかどうかといふ点、な

お疑義があるのではないかといふ御指摘ではないかと思うのでございますが、私ども、この法律が成

立いたしました暁には、十分、そういった労働者がほんとうに対等の立場でこの委員会の中でもそ

ういう問題について審議に加わり得るような運営がされるよう十分に行政指導をしてまいりたい

と、かのように考へるわけでございます。

○田中寿美子君 この点強く要望しておきます。

それから次に、公害との関連で、いま最初、多少触ましたが、二十七条の二ですね。事業者

者が講すべき措置の中に「前項の労働省令を定め

るに当たっては、公害その他一般公衆の災害で、

労働災害と密接に関連するものの防止に関する法

令の趣旨に反しないよう配慮しなければならない

い」とありますね。この「労働災害と密接に関

連するものの防止に関する法令の趣旨」というの

は、たとえば、これは、もうちょっと具体的に言えばどの法令のどんなところをさすんですか、

言ってください。

○政府委員(北川俊夫君) 公害関係、たとえば排

水処理に関する法律、あるいは建築関係で言いま

すと、建築基準法、あるいは避難に関する消防

法、そういう関連のことここでは意味をいたし

ております。

○田中寿美子君 だから、公害に関して、たとえ

らがいろいろいろいろ検討しております結果、あるいは調

査をしておる結果に基づいて政府の一環としてと

るべき施策というようなことの意見を出してお

ります。その点は環境庁、通産省とも高く評価をし

ていただいて、その方向へ施策が進められる、こ

ういうふうにわれわれは信じておるわけでござい

ます。

○田中寿美子君 私は、それを大臣に強く発言を

していただかなければならぬと思います。労働者

というのは国民の大部分でございますから、労

働者の働いている環境の中の空気なり水なり、扱

うものが安全であつて、そして施設がちゃんと衛

生的で安全でなかつたら外部に影響していくわけ

え方でこの規定を設けたわけでございまして、し

たがいまして、われわれとしましては、事業場内

はらの関係だらうと思います。したがいまして、

事業場内を安全にあるいは衛生にすることによつ

て公害防止にも当然寄与ができると、こういう考

え方にこの規定を設けたわけでございまして、し

たがいまして、われわれとしましては、事業場内

の有害物を単に外へ排出すればいいというのじや

なくて、外に排除する際にも外のこととも考え、中

の衛生環境を規制する、そういう意味で、一体的

に安全衛生と公害とを運営するという配慮でござ

いました。

○田中寿美子君 その方針でずっと推していただき

きたいんですがね。これは公害の概念について問

題があると思います。公害に関する問題は、環境庁

で、前の公害対策本部をつくつていた當時に、各

省が連絡して協議しておきましたね。いまもその

機関がございますでしょう。そして、労働省も参

加しておりますか。参加しているとすれば、労働

省は強く職場の環境について發言をすべきだと思

いたいんですがね。これは公害の概念について問

題があると思います。公害に関する問題は、環境庁

をいたしております。

○田中寿美子君 私もそれを見たのですけれども、特定化学物質の中の発ガソニ性のあるもの、あるいは発ガソニ性とは書いていないけれども、発ガソニ性の意味ですね。発ガソニ性の疑いのあるものに処罰があるんです。で三十万円以下ですか、一方は三十万円、一方は十万円ですよね。あとのものについてはその職場の中の空気が許容基準以上についてます。それはその職場の中の空気が許容基準以上にようになつてないでしょ。これはどういうふうにするんですか。

○政府委員(北川俊夫君) いま御指摘の工場内の空気、環境につきましては、いまの特定化学物質で申し上げますと、一類物質のいま先生おつ

しゃつた発ガソニ性の物質のほかに二類物質といいうるものもございまして、たとえばアルキル水銀であるとか、あるいは石綿であるとか、塩素とか、塩素化ビフェニル——P.C.B.、こういうものにつきましても許容濃度といいますか、抑制濃度、これを各物質ごとにきめております。これ以上の空気濃度、すなわち有害な環境でございますればこの法律の二十三条違反ということで罰則がかかるわけ

でございます。

○田中寿美子君 そうすると、三十万円と十万円の罰則がどこかにありましたね。三年以下は五十

五条に……。

○政府委員(北川俊夫君) 百十九条でござります。

○田中寿美子君 百十九条……。これは全部かかりますか。

○政府委員(北川俊夫君) 百十九条——罰則は百十六条以降ずっとござりますけれども、いま私が申しました二十三条関係は百十九条の一號に「第

十四条、第二十条から第二十五条」、この中に入るわけでござります。したがいまして、これに違反をすれば六ヶ月以下の懲役または五万円以下の罰金、こういうことになります。

○田中寿美子君 それじゃ、これは特定化学物質のところでお伺いしようと思つてましたんでけれ

ども、いま出でたものですから、ついでにお尋ねするんですが、あれは大体空気の汚染空気について許容濃度がきまっていますね。排気について。水、その他にはありませんですね。それでそ

の排気の許容濃度以上を出して、そしてその有害物質が働いている人のからだの中に蓄積していく。そういう状況になったときに、处罚という

のはいまの非常に軽いのですけれども、やっぱりこれだけだとということですか。それとも単なる警告か何かで済むものもあるわけでしょ。はたしてそれがその働いている人のからだを危険にお

としいれているかどうかということがわからないようなこともあります。ですから許容基準を守っているか守っていないかをきびしく取り締まって、そして、それを守っていないときにこれを处罚をするという点では非常に不十分だと私は思うのですが、いかがでしょ。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘のように、いろいろの有害物質の中には測定方法がないへんむずかしいものもござります。特定化学物質で約四十三の物質を規制をいたしておりますけれども、その中でもP.C.B.等につきましては、まだ測定方法について異論があるようでございます。そ

の点は御指摘のようになかなか把握が困難でございますが、一応労働省といたしましては、特定化

学物質以下、それ以外たとえば鉛その他の有機溶剤中毒等いろいろなものにつきましては、基準ある

いは測定方法といいうものを最近先生方の御意見を聞きまして、非常に確立したものを作成をいたしました。それによつて使用者側に測定の義務を法律で強制をいたしております。さらに昨年もいたしましたけれども、全国の基準監督官を勤務いたしまして、有害事業場につきましては、総点検をしてその結果の把握につとめるというようなこ

とで、これにきめておりますような環境基準が守られるようになります。

○田中寿美子君 こればかりやつてるとたいへん時間がかかりますので、それで次に、第四章の「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」というもの

の中の二十三條の二ですが、いまさつき出てきた放射能のことです。特に、これを問題にしますの

は、原子力発電がどんどん今後大きくなれていくとしておる。あちこちに新しい原子力発電所が開発されていく。まあ、公害のない発電所といいうふうにいわれて、実は非常に大きな規模の原電が

開発されつつあるわけでござりますね。それで去年の十一月の十七日に、科学技術対策特別委員会で私のほうの党の辻委員が原子力発電所の周辺の

一般公衆に対する放射能の害の問題、それから安全部の問題について質問なさった。そのときに私は関連の質問をしたのは、やはり職場の労働者に対する放射能の影響問題であった。議事録もあつたままのまゐるのではないかという御批判、われわれ謙虚に承つて今後の法律の検討の一つの材料にいたしました。そういう御批判、われわれ謙虚に

につきましては、そういう御批判、われわれ謙虚にござりますけれども、そのときに労働省の安全衛生部長さんそれから科学技術庁の原子力局長がお出になつて、そして答えられましたが、一般公衆に対する放射能の安全基準をもつときびしくすべきであります。それが一つ、私たちの主張です。それから原子力発電所の中に働く作業員または放射性物質を取り扱う作業員の被曝量の基準を非常に重要視しなければならないのではないか。一般人に対する放射能の安全基準について質問なさった。そのときに私は関連の質問をしたのは、やはり職場の労働者に対する放射能の影響問題であった。議事録もあつたままのまゐるのではないかという御批判、われわれ謙虚に対する放射能の影響問題であった。議事録もあつたままのまゐるのではないかという御批判、われわれ謙虚に

議が行なわれているというふうに聞いておるわけ
でございます。で、もちろんわれわれといたしま
しても、労働者の健康保持の点につきまして、こ
れら被曝基準等についても絶えず検討を続けてお
るわけでございまして、米国のそういうような情
報につきましても、今後さらにその成り行きを見
て、米国で具体的に検討の段階からどういうよう
な措置がとられるようになるか、その辺も十分情
報を得ながら今後さらには検討してまいりたいと、
かように考えておるわけでございます。

○田中寿美子君 これは、原子力発電の問題に関
連して、すいぶん私たち、科学技術特別委員会で
は議論しておるところでございますけれども、私
は、特に労働者にはお願いしたいのは、労働者の
立場から、いかにして、その生命の安全を守るか
という立場だけを守つていただきたいと思うわけ
なんです。それでいま、たとえば、国際放射線防
護委員会、ICRPのことをおっしゃった、たい
へん権威のあるものなんだと。私たちはその権威
を疑つておるし、もし、その権威を認めるとして
も、その勧告の内容の取り上げ方が、日本の原子
力委員会の取り上げ方に私たちには疑義を持つて
いるわけです。これはその原子力委員会の勧告の中
には、このいまの三ヵ月三ヶ月、年間五ヶ月でい
いというふうに書いてあるわけじゃなくて、少線
量でも放射能というものは害があるのだ、だか
ら、ないことが最も正しい。で、放射線障害の危
険性はなんだん蓄積していくんだ、集積していく
んだということから、だから直接どんどん蓄積し
ていくものであるからいいほうが好ましいんだと
いうことをいつているわけなんで、この基準が一
番権威あるものというふうに考えておいで、私は労
働省自身は労働者の立場から、もう少し検討して
いただきたいと思いますのは、これは科学技術特
別委員会ですいぶん議論しただけれども、日本
は取り扱いがすいぶん皆さんで、御承知のように
イリジウムが飛び出して人がやけどしたりするよ
うなことが行なわれていたり、それから開発があ
まりに急速で、百万キロワットの規模のものをど

なんどもつくつておるわけでしょう。こんな進み方であるということ。それからアメリカの、ほかの原子力発電所は広い場所にある。日本は密集して、たとえば若狭湾に幾つも幾つも持つてくる。こういう状態ですね。大型化と密集、そして管理のよさなどということがあるわけです。で、百萬キロワットの原子力発電という場合、アメリカでもやつていないので、日本では若狭湾では全部あわせれば一千五百万キロワットになるような計画がされておるし、柏崎では一千万キロワット、福島県一千萬キロワット、合計して数年後に二千万キロワット、もう少ししたらたいへんな、一億何千万キロワットというような原子力発電所の計画をされているわけですね。ですから、そういう点から申しましても、許容基準というものは、放射線濃度の基準というものは、非常にきびしく考えなければいけないというのが私は常識だと思うのです。そういう点から御質問したのであって、そして、労働省のお答えは、去年の九月の例の千葉県でリリッシュムの不始末で、どつかの家の床下から発見された問題がありましたね。ああいう不始末のことがあつたから、調査、終点検を、——放射能を扱う職場の終点検をしたと、その結果に基づいてきびしい規制を検討するというふうにお答えになつておるわけです。ですから、私はその結果を、どういうふうな結果が出たのであって、どういう方針で今後許容線量については指導しようといらっしゃるのか伺いたいわけですか。

本では昨年の千葉の事故等々のごとく、いろいろ放射線につきまして管理が必ずしも十分でないような事例もあるわけでございます。そういう点も考慮に入れまして、こういう基準なども考えるべき必要があることはおっしゃるとおりだと思います。それでございまして、われわれも、この現在の電離放射線障害防止規則を全くそのままで今後検討の余地がないというふうには考えておりませんので、これらのいろいろな状況を勘案いたしまして、ただいま、それらの基準の改定等についても検討を行なつておるところでございます。

○田中寿美子君 いまのその九月になさつた一斉点検の調査結果はどんなものであつたか、

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

その結果の内容をお話しいただけないでしょ
うか。それで、たとえばどんな事業場に許容量を越えた事業場があつたのか、管理のずさんなところはどういうところがあつたのか。ごく最近の東海村の原研の管理が、外部に放射能が漏れているというようなことがありましたね。そういうようなことをおつかみになつたのか。大体六十件事業場をやつとおつしやいましたね、その結果をちょっと聞かしていただきたい。

○政府委員(北川俊夫君) 昨年九月に行ないました総点検では、監督指導対象事業場は、非破壊検査事業場が六十四ございます。それからその他の放射線の事業場が三百四ございます。対象労働者数はおのおの非破壊検査業のほうが千三百四十九、その他の放射線業務が四千四百六十三名。健康診断の実施状況を重点に行ないましたけれども、いずれも、非破壊検査業もその他の放射線業も、大体九割以上健康診断を受けておる。なお、この際に、たとえば管理区分を明示するとか、あるいは放射線の被曝限度をこえているかどうかといふようなことをあわせて調査をいたしましたけれども、対象事業場そのものがやや元方といいま
すが、大企業に偏らせいか、あまり違反が認められなかつたようございました。ただ、四十五

年にこれとは別に基準監督機関が監督指導を実施をいたしましたこの放射線関係の事業場では、違反のあつた事業場が全体で三百十八ございました。その内訳は、保健衛生関係が二百三十、それから製造業が八十ということでございます。

違反の内容を申し上げますと、特殊健康診断を実施していなかつた、それから被爆線量の測定等が十分でなかつた、あるいは電離規則できめております警報装置の装置がない、こういうようなものがおもなものでございまして、それぞれ是正の措置をいたしております。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、四十五年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばないというようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 病院等におきます従事

労働者、看護婦さんほか、一般の医療対象の患者

は、事業所にしまして三千四十四事業所を把握を

しております。そこで働いておりました労働者が二万五千七百五十人、こういう数字を持ち合わせております。ただ、実際はこれのおそらく倍以上

であります。ただ、実際はこれのおそらく倍以上

の事業場あるいは労働者がおられるんじゃない

か、その点まだ把握が不十分である、こう考えて

おります。

○田中寿美子君 その辺たいへん重大だと思うんで

すよね。

第一に医療機関が多いので、これは厚生省の管

轄になりますけれども、お医者さまはたいへん放

射能を使う。私どもがレントゲンをかけてもらう

のでも、医者に行つて、ちょっとレントゲンで見

なければならないといえばすぐレントゲンをかけ

る。その次に、もしまだ別の医者に行った場合、

病院に行った場合に、やっぱり必要と思えばレントゲンをかけるということで、最近に何回かけたかといふようなことも別に聞きもしないでかける

ていい。だから、一般民衆にとっても大切なこと

だと思います。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばないというようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばない

というようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばない

というようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばない

というようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばない

というようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばない

というようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

いあるか。それから造船なんかは下請が一ぱいあ

るわけなんですね。そういうところまでつかんで

いらっしゃるかどうか伺いたい。

○政府委員(北川俊夫君) 放射線業務につきまし

ては、先生御指摘のように、非常に最近の技術革

新に伴いまして利用しておる事業場が多いわけで

ございまして、代表的なものは当然レントゲンそ

の他の医療機関でございますが、それ以外に、最

近非常に事故等で問題になつますのは、造船業あるいはボイラーの製造業における非破壊検査、こ

れは、問題は、元請のほかに非常に零細な企業に

下請をさせておるというようなところが問題でございまして、これは労務管理も十分でございませ

んし、かつ、われわれの監督機関の監督も及ばない

というようなことは現実の事実として否定ができないものでござります。

○田中寿美子君 いま報告がありましたように、

四十一年度のときは下請まで全部やられたわけですね。

非常にいま放射線を扱っている職場は多い

ただきたいと思うんですけども、私たち一般人が想像する以上に多くの職場で放射能を扱っています。

近代的な産業の形態が進むにつれて使うようになつてゐるわけですね。ですから、こ

ういうところで違反がたくさん出ているし、だから、さつきのような不さんな放射能漏れといふよ

うなことが起つたりしてくる。

そこで、私、いま一つ先にお聞きしたいのは、

放射線を扱っている職場、事業場ですね。これに

はどんなものがあるって、そこに働いている労働者

の数はどのくらいあるか。事業場の数はどのぐら

私、科学技術特別委員でありましたときに、特に原子力発電のことで、放射能の濃度のことを非常に気にしておりましたのですから、念のため申し上げておきますけれども、健康診断をして、そのときに障害は出てこないけれども、たとえば、これは多くの国際的な学者の研究でいわれているのですが、「レムで発ガン率が1%アップする。」そうすると、年間五レム、もしこれを許していくとすれば、年間5%以上の発ガン率があるということですね。だから、もし三十年間働いていたら、十年で五〇%は発ガン率を高くしていくという結果になるんじゃないか。ですから、この放射線に触れる労働者の健康という点を、もつともつとぜひ考えてもらいたいのですね。この点、ちよっと、大臣、日本の産業開発の中で原子力発電に将来は、エネルギーは移行していくものなんだと。それをどんどん進めていくことを進歩的なことであって、それに反対するようなのは進歩に反対するものであるという考え方があるんですね。だけれども、いま公害全般にわたって反省がきていると思うのですよ。ですから、科学技術をやたらに発展させていくとか、それから、合成化学薬品、薬剤をどんどん使っていくことなどが、結局、いまわけのわからない健康障害を起こしていくものになつているかもしれない。人類全体が危機にあつていて、というような時代には、やっぱり、いまむしる、環境庁がそういう反省をしておりますように、自然を守つたり、それから、より自然な方向——人間のからだでしたら、人間が自然に持つっている循環機能を守つていくことが、あるいは生物の、植物の循環機能を守つていくような方向をできるだけ守るということはうが、はるかに、生命を守るという立場からいたら、私は進歩的な立場だと思うのです。そういう意味で、原子力あるいは原子力発電の問題で、特に、放射能の害悪については、やっぱり労働者を把握できないところです。いぶん汚染しているかもしれないで、その立場からの発言をしていただきたいということを申し上げたいのですが、大

いいがですか。

○國務大臣(塚原俊郎君) いま原発を中心としたお話、私は非常に傾聴いたしておりました。というのは、私、東海村、私のところにあるものですから、再処理の問題をあぐり、また、今度、原発の問題をめぐり――火発ができない。そして、原発と、原発のほうが被害がない、公害がないのだといふような議論が出ておりましたけれども、かといって、自然に戻った姿では、この参議院のエレベーターが何年か後にとまるということがあつてはならないのですから、そこで、自然に返ると、ということは、もちろんいいことではありますけれども、やはり公害を出さないような、いまのような産業に働く者がむしばまれないような形の検討といふものが、どんどんどんどん進んでいく、あまり好きなことばではありませんが、そこにりっぱな、調和した形の原発なりなんなりができるということを私は望んでおります。実は私はしようとなんですが、自分の郷里でそういう問題が起きているので、さつきから非常にいい勉強になって、伺わしていただきました。今後とも十分その問題では、私自身も、いろいろこれから御相談に伺いたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○政府委員(北川俊夫君) いま考えておりますのは、先生おっしゃるように、たとえばベンジンとか、ベータナフチルアミン等、発ガン性のものを考えておりますけれども、ここで重度といいますのは、障害、それに限定せずに、さらに、たとえば精神障害を及ぼすというようなものをも含めて検討をしていきたいと考えております。

○田中寿美子君 ここのこととは、衆議院のほうでだいぶ問題になつてゐるようで、私は議事録で読みました。それで五十五条はこれは禁止ですね、禁止をする。そして処罰としては、さつきの三年以下の懲役、三十万円以下の処罰。それから五十六条のほうは、「重度の健康障害を生ずるおそれのある物」のほうですね。これは両方とも、ここにあげられておりますのは、発ガン性のおそれがある物ですね。動物実験では発ガンしている、こういうことですね。動物実験で発ガンしていたら、これは発ガン性というふうに言つていのじやないか。この五十五条と五十六条の間に区別を設けたのは、どういうわけなんだらうかと。人間にとつて、「両方ともこれは「重度の健康障害を生ずる物」じやないかと思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(北川俊夫君) 五十五条の例で申しますと、ベンジン等につきましては、大正五年くらいから日本で使われておりますけれども、終戦直後ぐらいからその従事労働者が膀胱ガンになるということが非常に騒がれまして、今回禁止することになったわけでございますので、ここで言つておりますのは、たとえばイギリス等でも同じ扱いいたしておりますけれども、それを扱つた労働者のかなりの方々がガンにかかる可能性がある、そういう物質については、この際製造禁止になりますのは、先生いま御指摘のように、動物実験踏み切らうと、こういう趣旨のものでござりますが、それに対しまして五十六条のジクロルベンジン、あるいはアルファナフチルアミンというようなものは、先生いま御指摘のように、動物実験

等で発ガソの事例はござりますけれども、それを使つた方、あるいはその従事の労働者の中でガソを発生したという事例が、日本だけじゃなくて、ほかの、外国でもその事例が見られない。たゞ、かといって、動物等で、そういう実験の結果もございますので、やはり厳重な施設の管理、あるいは健康管理という二点を前提とするのでなければ、健康障害の発生のおそれがあるのではないかということで、非常に厳重な許可条件を付しまして許可を認める。こういうふうに若干の差異のあることを五十五条、五十六条では考えております。

○田中寿美子君 私は、両方とも有害であるということについては同じだと思いますけれども、この有害性の実験ですね、この実験は労働省の研究機関でやつたものでしようか、どうでしようか。

○政府委員(北川俊夫君) ベンジンあるいはジクロルベンジン等 この五十五条、五十六条であげております物質の有害性につきましては、労働省の衛生研究所でも研究はいたしておりますけれども、日本の医学的な研究所、たとえば公衆衛生院等でも研究をされておりますし、日本のみならず、諸外国の研究機関での研究成果がございますので、そういうものを、この際、法律の制定の際の参考資料といたしまして、製造禁止物質と製造許可物質、いづれも先生御指摘のように、有害物質でございますけれども、そういう区分をいたしております。

○田中寿美子君 私、労働省の研究機関が非常に貧弱だと思います。今まで、放射能のことだつてほんと原子力局に、科学技術庁のほうにおんぶしなければならないと思います。それから鉱山関係は、さつき言いましたように、通産省のほうにやらせる。労働者の立場からやる研究というのは、私はやっぱり特殊なものがあるはずだと思っておりますので、労働衛生研究所の機能というのを一體どのくらいに使われるものなのか、今後、使うつもりでいるのか、この辺を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) 労働の安全衛生、特に職業病に対します予防、その他の災害防止をはかつてまいりますためには、何と申しましても最近の技術革新のもとにおきましてはそれにおくれをとらないような研究開発の促進ということが非常に重要であると考えておるわけでございまして、今回の法律におきましても、百八条で「研究開発の推進等」ということで「政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努める」という規定を設けておるところでございます。労働省自身といたしましても、その必要性を非常に強く痛感をいたしておるところをございまして、從来、御指摘のように、労働衛生研究所といつものがあつたわけでございますけれども、先生から貧弱という御指摘をいたしましたが、必ずしも十分なものであつたとは私も考えておらないわけでございます。そこで、最近におきましては、これを飛躍的に拡充強化するということことで、産業医学総合研究所といつものを作つくるべくすでに予算を取りまして、現在三ヵ年計画でその建設に入つておるところでございました。そして、産業医学総合研究所ができましたならば、施設のみならず人員、機構等も、現在の労働衛生研究所よりははるかに拡充強化をいたします。そして、今後の労働衛生行政の推進に必要な研究開発というものを行ないますとともに、その研究開発をいたしましたものの中を供与する、あるいはその新しい研究の成果を産業その他必要な方々に研修させる、そういうような機能も果たすようにいたしてまいりたいと、かように考えておるところでござります。

だいじょうぶであつて、そして取り扱います物質がかりに化学合成物質であるとして、それの許容基準というものがきちんと守れるような状態にあるというようなこと、そして健康のほうは、きちんときんと一定の期間に健康診断を受けて、ちょっとでも障害があつたら治療を受けるというようなこと、全部を含めてそれらがきちんと見られているかどうかをチェックする。労働者のほんとうの安全と衛生を守つていくシステムというものが、一貫してそのシステム化されたような研究の状況がほしいわけです。いまのその産業医学総合研究所では、そういうもの全体を含めて研究を行なさいますか。それから、それは技術者が必要なわけですね。ですから、技術者だけじゃなくて、まあ何回か午前中からも述べておりますけれども、労働者自身がそれに対してもう感じているか、労働者が作業環境の中でどう思っているかといふことも反映できる、そういう意味の非常に総合的なチェックをするシステムがほしいということなんです。それはどういうふうに保障されますか。

の産業に、あるいは行政機関の職員等に研修等によりまして必要な知識を修得させ場にいたすことも考えておりますし、さらには、この産業医学総合研究所だけではなくて、それぞれの地方におきまして、たとえば、環境の測定をしてほしい、あるいは疑わしい物質があるときに、その毒性検査をしてほしい、それを一々中央の産業医学総合研究所まで持つてこなくてもそういうことができるような体制というようなことで、現在、中央労働災害防止協会で労働衛生サービスセンターというようなものを設けまして、そういう毒性検査あるいは環境測定等も引き受けをするような機構にいたしておりますが、今後ともそういう体制をますます全国的に整備強化いたしまして、全体的なそういう体制をつくるようにしてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

のほか、健康管理研究部、あるいは労働生理研究部、あるいは物理環境衛生研究部等の各研究部を設けることに予定をいたしておりまして、そういうことによりまして、おっしゃるようなあらゆる労働衛生面の問題を総合的に研究する、こういう体制にいたしたいと思っておりますし、また研究機関だというので、非常に現場と遊離しました象牙の塔のようなものにならないよう、現場の労働者のいろいろな経験等も反映し得るような、労働者の作業現場に密着した研究機関というものにしてまいりたいと、かように考えております。

○田中泰美子君 ゼビソウしてほしいと思いますが、それで五十五条、五十六条のいまの有害物の「製造等の禁止」、及び「製造の許可」のところですね、決定するのにあたって両方ともこれは政令で定めるものということになりますよね。そのほか幾つも政令で定めることになっておりますが、この辺を政令というのは、これは大臣、政令で定めるというのは閣議にかかりますわけでしょう。そして、通産省や農林省や生産官庁の大 臣は、権力も大きいし、発言力も大きくて、今まで公害の立場からいようと、たいへんじまになつた大臣たちがいたわけなんですが、このごろ少しお心がけを変えていらしていると思ひますけれども、私は労働者の立場を守る唯一の官庁である労働省、こういう労働者が取り扱うのに危険有害であるものの製造の禁止とか、許可とかいうことをきめるときには、労働省がイニシアチブをとるべきだというふうに思ふんですね。だから、政令で定めるよりは、労働大臣が、労働省の中で研究してきめることが望ましいんじゃないか。まあ、省令の場合だって相談するわけでしょう、関係のある場合は。それにしても、イニシアチブをとるほうが多いという意味で、政令でないほうが望ましいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

フ指・手の筋・筋膜・筋肉・筋膜性病変

なことは絶対にございませんので、どうぞ誤解のないようにお願いいたしたいと思います。

それから、製造の禁止等の対象物質としては、われわれは、当面、発ガン性物質を指定することを考えており、また、製造許可対象物質としては、当面、ガソリン性物質の指定を考えているところでございますが、その指定にあたっては、公・労・使の三者構成による中央労働基準審議会におかれることはもちろのこと、労働衛生の専門家その他各界の御意向を十分伺つて、その指定の公正、妥当さを期することといたしております。

なお、生産官庁の圧迫によるただいまの骨抜きのおそれ云々の件につきましては、この法律による有害物質の指定は、もっぱらその製造等に携わる労働者の健康障害の防止という観点から行なわれるものであり、もし、その必要性が客観的に認められるものであれば、関係省庁の理解と協力は十分得られるものと考えております。なお、闇営等におきまして、御指摘の点、もしかりに、そういうことはないと思いますが、つまらぬ横やりがあるような場合には断固として排撃いたしました。

○田中寿美子君 実際に今までにたくさんありましたのですから私は、農業、BHCのこと

を一年半くらい追及しておりますが、もうずっと農林省が厚生省に圧迫を、圧力をかけていた。

で、世論がすっかりやかましくなつて、国会でさ

んざん議論して、そして実際に母乳からBHCが

出てくるようになつて、ようやく農林省が禁止す

るようになりました。PVCも同じようなことが

ありますて、通産省がなかなか……、ようやくこ

のど回収できないようなものは製造を停止する

ようになります。で、その点で、御要望しておきます。

それで、いまここに五十五条、五十六条にあげ

られております有害な物質、それから化学物質ではないもの、これに関連して、特定化學物質等障

害予防規則というのを、去年でしたね、労働省ではつくつて、それですでにいま、今度の法律の実りするところはもちろんのこと、労働衛生の専門家その他各界の御意向を十分伺つて、その指定の公正、妥当さを期することといたしております。

○田中寿美子君 公害のほうの環境基準と合わせるという御説明ですけれども、やはり、職場の中

で働いている労働者の立場からまずきめていただ

いて、そして外部の環境との問題は、それこそ公

害に関する各省の連絡のところで調整していくけれ

ばいいんじゃないかと思うのです。もっとそこは

意欲を持つて、働いている人の触れるものについ

て、これだけはどうしても扱つてはいけないと

いうものは早くきめなければ、企業のほうで野放

しになつてしまふというと、基準がきまつていて

も野放になりやすいですから。

それからもう一点、どうしても私は問題だと思

いますのは、ここに出ておるものでもそうなんで

すけれども、許容基準をきめて、たとえばPVC

なんかでも、根本的に申しますと、少しでも入る

ということはいけないわけなんですね。どんどん

あと蓄積していく体外に排出されないもので

ても画一的な基準がきめられておるわけござい

ます。ところが、排水、廢液につきましては、出

ました地域につきまして、御承知のように公害の

基準、排水基準というものが違うわけでございま

す。われわれとしましては、特定化學物質でいろ

う規制をいたしましたり、あるいは指導をいた

します場合に、基準局で指導をいたしました、あ

るいは規制をいたしましたものと、都道府県が公

害防止の観点で指導をいたしますものが一致する

ことを最終の目標といたしております。公害の排

水基準その他につきましては、たとえば東京の場

合と九州の場合で、その工場の集合状態その他

が十分のデータを持っていかつたり、労働者の立場をほんとうに守らないという状況で、これま

で、たとえば運送的・労働条件等の点でございま

すね。ところが、これに対して、やっぱり労働省

が十分のデータを持っていかつたり、労働者の立場をほんとうに守らないといつたままの状況でございま

ればならない。」とありますね。これは記録しておくだ
け……。この六十五条の規定は、測定の記録の
義務づけをしているわけでございますが、ここで
定めております、たとえば先ほどの特定化学物質
等障害予防規則で定めております抑制濃度以上の
場合には、当然先ほどの障害防止基準の二十三条
に基づきまして、事業者はそれを防止するための
措置を講じないとこの法律の違反になりますの
で、二十三条の規定によりまして、空気環境を良
好な状態に戻す、こういう義務が同時に発生して
まいります。

○田中寿美子君 記録をしておくだ
け……。この六十五条の規定は、測定の記録の
義務づけをしているわけでございますが、ここで
定めております、たとえば先ほどの特定化学物質
等障害予防規則で定めております抑制濃度以上の
場合には、当然先ほどの障害防止基準の二十三条
に基づきまして、事業者はそれを防止するための
措置を講じないとこの法律の違反になりますの
で、二十三条の規定によりまして、空気環境を良
好な状態に戻す、こういう義務が同時に発生して
まいります。

○田中寿美子君 それで、けさ須原さんが言われたキヨロカンなんていうことは、私初めて聞いた

のですけれども、十年に一ぺんくらいしか回ってこないような状況では、記録してありますけれども、それを見つけ出して業者に警告を与えたります

ることもできないわけですね。これについては今後はどういうふうに監督行政をやっていくという

ふうに御説明いただけますか。

○政府委員(渡邊健二君) 先ほど須原先生の御質

問にもお答え申しましたように、必ずしも監督官

の数等、十分でございませんので、毎年監督を実

施いたします事業場の割合が必ずしも十分でない

点はまことに遺憾に存するわけでございますが、

その限られた能力の範囲内におきましては、こう

いうような非常に問題のある業種、問題のある事

業場につきましては、これは優先的に監督を実施

いたしておるわけでございまして、したがいまし

て、そういうところについては一般の監督実施率

よりも、從来も高い監督を実施いたしております

が、今後ともこういうような有害物質、それに伴

う職業病発生のおそれがあるようなどころにつき

ましては、十分にそういう点を配慮いたしまし

て、必要な監督を行なうようにしてまいりたい

と、かように考えておるところでござります。

○田中寿美子君 それで、けさ須原さんが言われた

ことの最初のスタートのときみたい

に、新しい法律ができるとやつてもらわなければ

いけないと思ひます。

○田中寿美子君 まあ、この点は、監督行政とい

うのは、かつての最初のスタートのときみたい

に、新しい法律ができるとやつてもらわなければ

いけないと思ひます。

○田中寿美子君 まあ、これは事業主に負担

を行なわなければならない。これは、そのあ

との有害な物質を扱うような特殊健康診断なんか

と違って、事業者が費用の負担をする必要がない

。さつき須原さんが時間のことを問題になされ

ましたね。勤務時間中に健康診断を受けさせよ

うことをおっしゃって、それはできるだけそ

ういうふうに行政指導すると言われた。ところが、

その健康診断の費用については、これはノーワー

ク・ノーベイで、働かない者に対して賃金を支払

う義務が業者にはないというのが労働省のほうの

御説明でござりますね。衆議院のほうの議事録で

たしかそういうふうにあったと思います。それ

で、大企業の場合はそんなこといつても、みんな

健康診断受ける間の賃金をカットするということ

はあまりないと思いますが、一番問題なのは

中小企業なんであつて、中小企業の人は賃金

カットされやすい。賃金カットされるなら健康診

断を受けにいかないというのが、私は一番普通の

ことだらう、だから、当然これは時間中に有給と

するものが、健康診断を受けにくくぐらいは、年に

一時間そらの時間、当然だと思うのですけれど

も、いかがですか。

○政府委員(渡邊健二君) これは衆議院でもお答

えいたしましたように、義務ということになります

と、そこまでの義務ということは言えないかと

存じますが、しかし、衆議院の附帯決議におきま

して、時間内にするよう行政指導をするように

いう決議をいたしております。これは、私ど

もは、時間内にということは、ペイを伴つて時間

内にと、こういう趣旨であろうと、私は理解いた

から特別の規則でいろいろの防護の措置をきめな

ければならない特定化学物質の対象物質等合わせ

まして百二十ございますが、一応健康管理手帳の

交付対象の物質名としましては、第一段階の製造

禁止というものを、この制度の発足の当初として

は考えてまいりたい。ただ、今後、いま御指摘の

ような有害物質、特に新しい化学性の物質につき

まして、労働者にいろいろの障害を与えるような

ものがござりますので、そういうものにつきまし

て広く検討をいたしまして、対象にするかどうか、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○田中寿美子君 病気があとあと出る作業、

職場においてましたときにからだの中に入った慢性

毒性といふものは今後はすいぶんふえていくと思

うのです。それですから、それはいまの禁止規定

のある物質だけというふうに限らないで、もつと

これは広げていくべきだと私は思いますが、今後

そういう方向に検討していただきたいと思います。

○田中寿美子君 買うわけで、それが健康でなくなるということ

はほんとは因るはずなんですね。当然支払っていい

はずのものだと思います。

健康管理手帳を与える範囲でそれともね。こ

れは特定化学物質予防規則で指定しているもの

で、ごく限られているよう思われますが、これ

はどの範囲までになりますか。

○政府委員(北川俊夫君) 健康管理手帳につきま

しては、当面発足の現時点では、先ほど先生御指

摘の製造禁止物質、ベンジシンあるいはペータナ

フトール、そういうものを扱つた労働者を対象に

するというふうに考えております。

○田中寿美子君 指定してあるもの全部に広げる

わけにはいかないんですか。当然私はこの特定化

学物質等障害予防規則で指定してある第一類、二

類、三類百二十種類ぐらいですか。全部をそれに

広げるわけにはいかないですか。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘のように、

いま有害物質ということで、三段階ないし四段階

に分けまして、製造禁止あるいは製造許可、それ

から特別の規則でいろいろの防護の措置をきめな

ければならない特定化学物質の対象物質等合わせ

まして百二十ございますが、一応健康管理手帳の

交付対象の物質名としましては、第一段階の製造

禁止というものを、この制度の発足の当初として

は考えてまいりたい。ただ、今後、いま御指摘の

ような有害物質、特に新しい化学性の物質につき

まして、労働者にいろいろの障害を与えるような

ものがござりますので、そういうものにつきまし

て広く検討をいたしまして、対象にするかどうか、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○田中寿美子君 やはり技術革新の進展

等に伴いまして、いままで使われなかつたような

いろいろの新しい物質が使われる、それの有害

性等について事前の検討が十分なされないままに

業病が急増している、四十五年から……。この理

由をどういうふうに把握していらっしゃいます

か。

○政府委員(渡邊健二君) やはり技術革新の進展

等に伴いまして、いままで使われなかつたような

それが使われる、というようなことが職業病等が増

加しておる原因であろうと考えております。

○田中寿美子君 時間がもうなくなつたんで、

それが使われる、というようになりますけれども、

○政府委員(渡邊健二君) 業務上の疾病といふことは、やはり業務遂行中その業務に起因して、それが原因で発生した職業病である。業務に起因するものというふうに私どもは解してまいりたいと思います。

○田中寿美子君 これは実際に事例に当たると、一つ一つ、これが職業病であるかどうかということをケース・バイ・ケースできめているわけですね、ちゃんととはつきりわかったものは別として。あるいは、それで使用者のほうはできるだけそれを職業病としないたい。労働者のほうは職業病であると主張することしばしばある。これも労働条件でござりますから、対等の立場で労働者が自分たちの意見が言えるようにされなければいけないといふことです。それから企業家が有害な物質を取り扱っているときに、労働者に十分知らせているかどうかの問題なんですね。そして知らせる義務を負わせているかどうか、それは労働省はどういう指導をしているかということを、例のヘンブサンダルの製造で人が死にましたね、ベンゼンを使つていて……。それから最近アスベスト、石綿についても、たいへんこれはCBぐらいおそろしい物質であるということを私は化学雑誌で読んで驚いたわけなんですけれども、こういうことで次々と新しい有害な物質が発見されてきて、それを使つていて。それに対して意外にちよどP.C.B.が非常に広く使われているようだ。アスベストもずいぶん使われているらしいですね。われわれの身邊でも石油ストーブの込んだとか、おふろの煙突だとか、屋根のスレートだとか、ふとんの詰めものに使つていて、防火用、消火用、いやゆる熱や電気の絶縁、まあ、その他騒音防止にも使つていて。非常に範囲が広いそうですが、こういうことについて……。しかも針が突きさざると絶対に出てこないそうですね。ですから、肺ガンの原因にもなるし、じん肺症の「一つだ」と、石綿肺ということばで呼ばれておりますよ。いまのアスベストなんかはたとえば紡績工場なんかもあるわけです。そこで働いている、こましくいわれ始めるんですねすけれども、これ

はまあ化学者の間やら特定の専門家の間ではいわれていても労働者自身にはわかつていない。これは私は知らせる義務があるし、それからそれに対する保護をする義務があると思います。こういうものはどういうふうに指導していらっしゃるか、P.C.B.のこともそろですけれども……。

○政府委員(北川俊夫君) いま御指摘の、たとえばアスベストの問題につきましては、われわれのほうのじん肺法の対象物質になるわけでござります。その他P.C.B.等は特定化学物質等障害予防規則等によつて規制をいたしておりますわけでございますが、そういう安全衛生法あるいは基準法に基づきまして、従来規制をしておりました物質につきましては、新法におきましてはそのまま引き継ぎますとともに、新しい法律の第一百一条で法令の周知ということを事業者に義務つけております。こましましては、新法におきましてはそのまま引き継ぎますとともに、新しい法律の第一百一条で法令の周知ということを事業者に義務つけております。この法律及びこの法律に基づく命令の要旨、こういふものを必ず労働者に周知をさせなければならぬ、こういう義務づけを加えております。それとあわせまして、先生御指摘の非常に有害な物質は危険な業務につきましては、この法律の五十九条に「安全衛生教育」の規定がございますが、それらの第三項の中に「事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。」こういうことになつておりますまして、非常に有害な業務につきましてはどちらも危険または有害業務にこれからはつけてはならない、こういうことになるわけございます。

○田中寿美子君 法律はけつこうだと思いますが、私、問題はそれをどんなに実行するか、たいへんなことだな、これを読んでみんなそう思いますよ。いまのアスベストなんかはたとえば紡績工場なんかもあるわけです。そこで働いている、こましくいわれ始めるんですねすけれども、これは大阪界の付近の国立療養所の病院長が書いて

はあられるものを読みましたけれども、七人のうち六人死んでいますよね。こういうことはみんな新しい材料を使って作業する場合には、慢性毒性、急性毒性その他のいろんな有害な性質のものなんかについて知らせる仕事というのは、教育機関に入れて教育をしているのじゃ間に合わないような問題で、すべての事業者に早急にそういう手立てをしなければいけないし、事業者からは知らせる義務を負わせなければいけないし、労働者にも労働省から組合に通知をするというようなことをしなければ私はいけないと思います。ぜひ、それをやつてもらいたいと思います。

第三には、P.C.B.でございますが、先ほども論議の中になりましたが、これを製造し、または取り扱う事業場に対する監督指導結果、こういうものについてもう少し詳しいデータをいただきたいと思います。この調査を、一片の資料では非常に困りますので、全体のこまかいい点までこれをあらわせるまで詳しくあらわしていただきたいと思います。ことに、資料の中で、肝心のところを抜かしてもらうと意味がないので、どうかひとつ、当たりさわりのない資料ではなくて、肝心のところを抜かがない資料をひとついただきたいと思います。

以上でございます。

○政府委員(渡邊健一君)　ただいまの要求されました資料についてできるだけのものをつくりまして、お配り申し上げます。

○小平芳平君　私もこの法案に対する質疑は次回に回されますので、従来私がこの委員会で提起した問題について、この法案との関連で三つの点を申し上げておきますので、次回までに整理してきていただいて御答弁を願いたい。

第一点は、先ほどの須原委員の質問に対する御答弁で、労災請求をする場合の業務上といふ立証がむずかしい、企業がむしろ業務外だといふなら、企業が立証すべきではないかという須原委員の御意見に対しても、労働省からはそういうことはない、きわめてスムーズにいっているんだという御答弁がありました。私が前回、委員会で提起した島根県津和野町笛谷鉱山、その製錬所におられた方から手紙がきております。概略だけ申しますと、笛谷鉱山製錬にて、七年間もあのおそろいと、亞硫酸をやかされ、いま三十年余りもからだが病み、のどちらは痛んでうみが出るし、鼻の障子に穴があき——鼻がなくなるんですね。会社はただ肺だけよければ公害ではないといふ。日本政府もそうなのだろうか。公害はただ、肺だけではない。目、口、手足までしびれる病気になる。——この人の奥さんは五ヵ年間、選鉱をしたのがとで、いまからだの痛む重病となり、頭から足まで

しげれてしまっているんですね。——日本政府の命令で、こんなからだになつたのだ。日本政府の方々がうそだと思われるなら、あの亞硫酸を他の動物に飲ませてみてください。たちまち死んでいくのです。死に残りの、亞硫酸におかされた情けない広中、柳井、藤村、その奥さん、この四人のお助けをお願い申し上げますということを手紙で訴えておられるわけです。その中の婦人の方は昭和二十四年まで製錬所にとどめていた人です。けれども、いまの手紙の主の奥さんと、もう一人の人は終戦のときにもうやめちゃつているんです。ですから、こうした人たちが、どうやつたら労災の請求ができるのか。それはどういふ監督官が本人に会われてもわからないのですから、そういう点で、要するに医師の証明が必要だ、医師の証明が必要だとなれば、津和野町といふところからあなたは明らかに砒素による被害です、こう言われた方は岡山にいらっしゃる青山先生なんですね。この方々を岡山まで連れていくとなると命がけになるわけです。一人が八十三歳、もう一人は七十一歳、あと六十六歳の方二人といふような方ですから。しかも、手足がしびれるのか頭がおかしくなるんですね。そういうところから、この方々は砒素による害を受けているといふうに青山先生はおっしゃっているんですが、なかなか仕事が進んでおらないということ、これが第一点です。

それから第二点としまして、いまのP.C.B.についてですが、昭和二十八年一月から大阪府衛生研究所で某コンデンサー工場の従業員の健康管理といたしましたが、昭和二十八年一月から大阪府衛研では昭和二十八年一月から二月、三月、四月と毎月やつておるわけです。その結果を四十四年に印刷して、政府へ提出してあるはずだといふんですが、これを予算委員会で私が尋ねたところ、労働大臣はそういうものは一切ないとおっしゃつておる。それは一体ほんとうに大阪府が提出していないのか、あつたけれども知らなかつたのか、その辺

をひとつ次回に明らかにしていただきたい。

それから、今度の法案にも出でますが、第三

条は、採石場です、石を出す。この第二十一条、

第二十二条ですが、採石場についての規制。それ

から、それの暫定猶予期間があるわけですが、そ

ういうことは伺っておりますが、具体的に私が別

の山の別の側の人があぶなくて住んでおれなく

て、立ちのき命令を受けて立ちのいているわけ

です。ですから、この反対側の住民が強制的に立ち

のかされるくらいですから、まして、ここで作業

している人、私なんかしらうとですか、見ると

がぐ然とするような作業をしているのを見ました

が、この点はひとつ、まだ一週間ありますから、

現場へ行って見てきていただきたい。

以上三点です。

○委員長(中村英男君)　いいですね……。

ただいまの小平委員の質問に対する答弁は、次回の冒頭でお願いします。

他に御発言もなければ、本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

昭和四十七年五月三十日印刷

昭和四十七年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D